

## 令和4年12月8日（木曜日）

### ○出席議員（12名）

議 長	清 水	文 雄	君	7 番	生 田	勇 人	君
1 番	土 屋	克 之	君	8 番	恩 道	正 博	君
2 番	西 尾	雄 次	君	9 番	北 川	悦 子	君
3 番	米 田	一 香	君	10 番	夷 藤		満 君
4 番	磯 貝	幸 博	君	11 番	中 川		達 君
6 番	七 田	満 男	君	12 番	南	守 雄	君

### ○説明のため出席した者

町	長	川 口	克 則	君	町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮 崎	重 幸	君
教 育	長	桐 山	一 人	君	町民福祉部部長 子育て支援課長	吉 田	真理子	君
総 務 部	長	松 井	賢 志	君	町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 兼保険年金課保健センター所長	上 前	久美子	君
町民福祉部長 兼保険年金課長		北 野	享	君	町民福祉部 福祉課長	山 田	卓 矢	君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当) 兼住民課長		中 川	裕 一	君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	奥 田	隆 幸	君
都 市 整 備 部 長 兼北部開発推進室長		上 前	浩 和	君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長	橋 本	良	君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企画・地域産業振興担当)		上 出	勝 浩	君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	長 谷 川	万 里 子	君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長		堀 川	竜 一	君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐	渡 辺	崇	君
消 防 本 部 消 防 長		高 道	三 春	君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	法 利	康 博	君
総 務 部 総 務 課 長		宮 本	義 治	君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	福 島	誠 一	君
総 務 部 財 政 課 長		北	正 樹	君	教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	四 月 朔 日	松 英	君
総 務 部 税 務 課 長		神 農	孝 夫	君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長	重 島	康 人	君

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	助 田	有 二	君	事 務 局 書 記	小 坂	しおり	君
事務局参事兼次長	川 端	誠 矢	君				

○議事日程（第2号）

令和4年12月8日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第47号 令和4年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から

議案第66号 内灘町道路線の廃止についてまで

日程第2

町政一般質問

4番 磯 貝 幸 博

7番 生 田 勇 人

8番 恩 道 正 博

10番 夷 藤 満

1番 土 屋 克 之

9番 北 川 悦 子

2番 西 尾 雄 次



午前10時01分開議

○開 議

○議長【清水文雄君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問を行います。

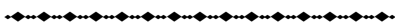
初めに、傍聴の皆様をお願いを申し上げます。

本会議場では、携帯電話を鳴らすことのないようお願い申し上げます。

議員が質問している際は静粛にしてください、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。

また、撮影や録音はご遠慮いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【清水文雄君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、6日の会議に配付の

説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【清水文雄君】 日程第1、議案第47号令和4年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から議案第66号内灘町道路線の廃止についてまでの20議案を一括して議題といたします。



○質疑の省略

○議長【清水文雄君】 各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

なお、提出議案に対する質疑については、昨日までに質疑の通告がございませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○議案等の委員会付託

○議長【清水文雄君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号令和4年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から議案第66号内灘町道路線の廃止についてまでの20議案につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。



### ○一般質問

○議長【清水文雄君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

質問時間は、1人30分以内ですので、時間内にまとめるようお願いをいたします。5分前及び1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

それでは、通告順に発言を許します。

4番、磯貝幸博議員。

〔4番 磯貝幸博君 登壇〕

○4番【磯貝幸博君】 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、磯貝幸博。令和4年12月会議にて一般質問の機会を得ましたので、一問一答方式より2点についてお聞きしてまいりたいと思います。ご答弁に際しましては、町民の皆様にとって具体的かつ分かりやすくお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、中国の武漢で発生しました新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックが明らかになってやがて3年ということになりますが、感染防止に関しては極めて慎重を期していたにもかかわらず、11月7日、私ですが、とうとう我が家においても感染するに至ってしまいました。

私は、11月9日頃に腰が重たくなり、鼻声が出るかと思っただけの間にか高熱が出ており、関節痛も重なって感染が発覚しました。高熱が3日間続きました。処方された解熱剤などを服用しましたがなかなか収まらず、せきが出て、鼻が詰まるなどで息苦しさも合わさって大変な思いをしました。一言で言いますと、インフルエンザを自力で治すといったよ

うな印象でございました。これ個人差がありますので、僕の場合はそうだったというような感じで、油断はならないというような状況だと思います。

それで一月ほどたつんですが、いまだにこの喉元がすっきりせず、たんが絡むといいですか、ごほんという感じでなりますし、鼻声のような状態でございますけれども、完治というか快方しておりますので、お聞き苦しい点があると思いますけれども、どうかひとつご容赦をお願いしたいなと思います。

それでは、今回は2問でございます。

初めの質問は、公共交通の今後の展望についてというものでございます。

3点伺っていこうと思いますが、質問の順序を変えさせていただき、2点目から伺いたいなと思っております。

本年6月の総務委員会において、石川中央都市圏地域公共交通協議会の中で、鉄道会社のほうから、上下分離方式による持続的運行に関する申入れがあったということで示されました。

上下分離方式とは、鉄道などの経営において、鉄道施設の保有、維持管理——これを下部——と列車の運行——これを上部——の実施組織とを分離し、それぞれの会計を独立させる方式というものでして、鉄道会社の思いは、鉄道インフラ部分を行政が運営し、鉄道会社が列車の運行のみ実施したいというものだそうです。上下分離方式、いろんな方法ある中で一般的なものを述べさせてもらいました。

石川線と浅野川線とありますが、内灘町を走る浅野川線の認識で、また、路線の維持管理等に着目して話を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

現在は運行企業に対し、町として、どのような予算措置とございますか、どのようなことが行われているのか、お示しいただきたいと思っております。また、それは運行に係る運営補助金といった類いのものなんでしょうか。どういっ

た性質を持つのか、ちょっと教えていただけないかなと思ひまして質問させていただきます。お願いします。

○議長【清水文雄君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

現在、サッカーのワールドカップがカタールで開催されております。日本は惜しくもベスト8進出にはなりませんでしたが、この大会において、試合後のロッカーをきれいに片づけたり、スタジアムのごみを拾う姿など、日本では当たり前の振る舞いが世界を驚かせております。試合は残念でございましたが、日本人として大変誇らしく感じたところでございます。

町民の皆様におかれましては、師走に入り日に日に寒くなってまいります。どうぞご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、磯貝議員のご質問にお答えいたします。

北陸鉄道に対する補助としましては、浅野川線及び石川線に係る鉄道施設の安全性確保のため、線路や電気設備の改修、車両更新などのハード面での設備投資について、国、県、沿線自治体で支援している次第でございます。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。相当ざっくりとした内容だったので、もうちょっと詳しく説明していただければなと思ったんですけど。

予算措置ということで、先ほど町長が言われたように、安全に係る施設の整備とか車両の更新に係るものということで、町が所管しているといいますか受け持っているのは、大体事業費総額の10分の1というふうにお話の中で伺わせていただきました。

その安全管理などに係る負担割合というの

は、沿線自治体で、国、県、町と市とで分けて10分の1ほどということでは負担割合があるんですが、この割合というのが十分なのか、それとも足りないのか、ちょっと分からないんですけど、現在の予算措置が今の安全管理の趣旨ということで、先ほどおっしゃられたことであるならば、上下分離方式となった場合、運行管理に係る負担というのは、町はどのくらい想定しているのでしょうか。

まだですけれども、どのくらいの負担増になるのか、それとも現在と大差ないことになるのか、それとも想定があれば教えていただければなと思ひましてお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

現在行っております鉄道施設総合安全対策事業につきましては、国が3分の1、県が3分の1、そしてあとの3分の1を沿線自治体で負担しているものでございます。先ほど議員のほうからの10分の1というのは、その沿線自治体分3分の1の分の10分の1でございます。全体事業費からすれば30分の1になります。

それと、上下分離につきましては、国、県も参加している石川中央都市圏地域公共交通協議会において、北陸鉄道線の持続可能性確保の観点から、今後の在り方について、現在、検討を行っている状況であります。

現時点では方向性などを含め何も決まっておらず、負担額の議論の段階に至っておりませんが、いずれにしましても、町民の生活に影響を及ぼさないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 丁寧なご説明ありがとうございました。

そうですね。まだ全然決まってないということで、まだ町の負担の金額に対する議論まで至ってないということです。そういうね、全く答えられないというのはもちろん重々承知です。分かります。

私としましては、鉄道インフラというのが、鉄道・運輸会社が路線などを敷設して、線路などを敷設しまして、それを維持管理して、厳しい安全管理の下で安心・安全な運行を行っていくものと認識しておりますが、その申入れがあったことに対して、公共交通という、公共というものであることから、道路などと同じように所管の自治体が管理するのが妥当ではないかというような考えに基づいているということのように感じてしまったんですが、ちょっと上下分離方式が採用をもしされた場合、これ仮定の話なのであれなんですけど、もし採用された場合、運賃には必要経費として路線の維持管理なども含まれていると思われまますので、運賃の値下げなども考えられることから、運営内容の情報の透明化を十分に行い監視していくというような必要があるのではないかと思いますので、町としてその辺のしっかりとした意識といますか、持っていただければ、町民の足としてしっかりと機能していくんじゃないかと思うわけでございます。

次に行きますけれど、先月下旬に、町内を走るバスや鉄道を、鉄道会社の決算発表があったのは皆さんご存じかと思います。赤字となっていることが発表されました。

観光業に大きなダメージを与えたコロナ禍による旅客数の減少やその回復の遅れが響きまして、企業努力を続け、運行の安全を維持確保する車両の更新さえも抑えるなどした上で、の最終赤字だそうで、これまで以上に企業努力を続ける中、利用者に対して旅客運賃の見直しにご理解をいただきたいということで、事実上値上げの方向性を打ち出しました。

これに対し、金沢市内の高校に通わせる生

徒の保護者からは、収入も増えてないのに通学費が上がるのはきついと、また上がるのかというようなことを言われました。もちろん通勤で公共交通を利用する町民の皆様にとっても同じです。

本会議冒頭の川口町長の提案理由の説明中にも述べられました、食料品を含む生活必需品の値上げが相次ぎ、昨年と比べ消費者物価指数が3.6ポイント上昇したということと、北陸電力も4月から大幅な値上げの申請を行ったということ、また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による穀物価格やエネルギー価格の上昇、さらには、年初に比較して大幅な円安による輸入価格の上昇があることで家計への影響が重く、今後も続くと思われる。

これだけ上げられますと、生活に対する絶望的な感覚にとらわれてしまうのもありますけれども、決してそうではありませんで、それだけでも言えません、物価の上昇が賃金の上昇へ、また年金の上昇へと反映されるまでには時間のずれがあるので、それまでの間、家計はかなり厳しいということになります。

つまり、生活必需品の値上げが増える、賃金、年金等の上昇だとかがやってくる、このずれのある期間の苦しい時期を町が補助して支えていかなければならないと考えるわけでございます。

長いデフレのトンネルを今ようやく抜け出す出口が見えてきたところだと、私は認識しております。通学するお子様を持つ子育て世代をしっかりと支え、生産年齢世代にとって魅力的な施策を進めて、内灘町にどんどん人を呼び込んでいく必要があるのではないのでしょうか。

我々の年代、世代ですかね、バブルが崩壊するとともに就職氷河期ということになりました。大学を卒業しても職がないとか、大学院への通学を続けるとか、大変な時代でした。それがデフレ時代を生きてきましたわけで、そんな世代の切実な訴え、子供たちの未来への投

資という、生産年齢世代への支援策として、来年度予算に、まずは1年、定期券補助など掲げていただきたいと思います。

以前、私も一般質問しました、土屋議員も一般質問の中にありましたように、定期券補助ということで改めてお尋ねいたします。定期券補助などの対策が必要だと思いますが、ぜひ進めていただけないものでしょうか。お願いいたします。

**○議長【清水文雄君】** 上出勝浩都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 上出勝浩君 登壇〕

**○都市整備部担当部長【上出勝浩君】** ご質問にお答えいたします。

コロナ禍における利用者数の回復の遅れや、燃料費、電気料金の上昇などの影響により、公共交通事業者がバスと鉄道の運賃を値上げする方針を発表したことを受けまして、町としても、利用者の負担が増えることについて憂慮しておる状況であります。

ご提案の通勤通学に係る定期券補助につきましては、マイカーによる移動であったり、高校の送迎バスや自転車などの、公共交通以外の利用者との不均衡が生じることもありますので、現在のところ実施する考えはございません。

以上です。

**○議長【清水文雄君】** 磯貝議員。

**○4番【磯貝幸博君】** 以前答えていただいた理由、答弁と同じなわけで、ほかの方法で通勤通学している方たちとの不均衡というふうなことなんです。

皆さんにはなかなか我々の世代の気持ちがなかなか以心伝心しないような感じがしましてつらいという思いがあるんですけど、例えば、単年度でもいいんで、その後の社会情勢を見極めた上での制度化の補助制度の延長とかね、あるいはその廃止の判断を行うといったような方向で検討する。本当に単年度でというのを検討してもらえないかなと思うんです

が。さらにちょっと、もう1回お願い、ちょっと話しするんですが、定住促進策として行われている住宅に係る助成金というのは、内灘町に移住する方々に向けてなどが含まれていると思うんですが、現在住んでいる方々に対しても、町にとって重要な生産年齢人口世代ということでもありますので、ここへの不均衡といいますか、その世代に対して補助をするような格好で、川口町長が言う、住んでよかった、住み続けたい町へとつながるのではないのでしょうか。

さらに、通勤通学に公共交通を利用する皆様の生活をお支えするというところで、改めてバス、電車の利便性に着目がされ、利用者増へとつながっていくのではないのでしょうか。もう一度お答えいただけますでしょうか。

**○議長【清水文雄君】** 上出部長。

〔都市整備部担当部長 上出勝浩君 登壇〕

**○都市整備部担当部長【上出勝浩君】** ご質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますけれども、公共交通以外の利用者との不均衡が生じることもあり、現在のところ実施する考えはございません。

以上です。

**○議長【清水文雄君】** 磯貝議員。

**○4番【磯貝幸博君】** はい、分かりました。

そうですね。値上げをした後に町民の声がもっと大きくなってくれば、また改めてお話しすることになるのかなと思いますけれども、不均衡があるということで、もうちょっと私のほうも研究して詰めていければなというふうに思います。

3番目の質問に移りますけれども、運営方式がいまだにまだ議論にもなっていないし、これからということですので、料金改定の内容も明らかになっていませんし、ちょっと省略をさせていただきます、今後の議論に注目して改めてお尋ねできればなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、2問目に移りたいと思います。

都市計画道路の向栗崎放水路線の計画の現状と取得用地の有効活用についてというものです。

内灘町土地開発公社が平成13年12月25日に用地取得をして以来、20年以上動きの見られない場所となっているようです。社会情勢も変化しており、以前、当初の計画からの変更が説明されたこともあります。地域住民に開放したり、貸したり、利用を促すことで、有効活用につなげられるのではないかと考える次第でございます。

そこで、本計画の中身を改めて確認させていただき、皆様知らしめることで、利用を促すことができるのではないだろうか、有効活用につなげていければなど期待するところで質問をしていきたいと思っております。

計画策定段階における人口増加や交通量の増加など、当初の見込みがあまりに長い期間を経たことで変化し、計画の縮小変更が説明されたということですが、現在の計画の状況と事業化の見通しをお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

**○議長【清水文雄君】** 上前浩和都市整備部長兼北部開発推進室長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 上前浩和君 登壇〕

**○都市整備部長兼北部開発推進室長【上前浩和君】** ご質問にお答えいたします。

現在の状況につきましては、計画延長3,240メートルに対し、暫定を含めた供用延長は1,350メートル、未供用延長は1,890メートルであります。

次に、事業化の見通しにつきましては、向栗崎放水路線は、国の補助事業となる道路幅などの構造を決定した段階であり、今後、現地調査や基本計画のほか、事業計画の策定など幾つもの検討を行い、国の事業採択を受ける必要があります。

そのため、現在のところ事業化の見通しは立っておりません。

以上です。

**○議長【清水文雄君】** 磯貝議員。

**○4番【磯貝幸博君】** ありがとうございます。

事業化に向けての見通しをお尋ねしたわけですが、国の補助事業を受けるために幅決定した程度で、まだまだ進めなさいいけない、決めなさいいけない、用地にしても取得せんなものがあるんじゃないかということで思っておるんですけど、そういう段階をまだたくさん踏まなさいいけない、また見通しが立っていないというふうにお答えいただきました。ありがとうございます。

そうですね。なかなか事業への道のりが長いということです。ということは、毎年、広大な草地、僕言ってるのは鶴ヶ丘のところの土地になるんですけど、広大な草地の管理など維持管理費用がかかっていると思われま。

本年9月の決算特別委員会においても早期に事業の進捗を図れとの指摘があったように、事業用地を借入金によって取得していることを踏まえ、どれくらい時間がかかるのか示すことができるならば、有効活用への道が開けるのではないかとと思うわけでございます。

ただ、先ほど事業化の見通しが立っていないということで言いにくいと思うんですが、そこで、有効活用したいなという方が、どなたかおいでた企業があった場合、ハードルとなるその規制とか制限などといったものがあるのでしょうか。お示しいただきたいと思っております。

**○議長【清水文雄君】** 上前部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 上前浩和君 登壇〕

**○都市整備部長兼北部開発推進室長【上前浩和君】** ご質問にお答えいたします。

規制や制限につきましては、都市計画法第53条の規定により、建築物を建築する場合には都道府県知事の許可が必要となります。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 磯貝議員。

**○4番【磯貝幸博君】** ありがとうございます。

す。

建築物を建てる場合は知事の許可が要するというふうにお答えいただいたわけですが、一般的には知事の許可って要らんけど、計画用地の中であれば要するということですか。ちょっとすみません、そこ分からなかったのので教えてください。

○議長【清水文雄君】 上前部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 上前浩和君 登壇〕

○都市整備部長兼北部開発推進室長【上前浩和君】 ご質問にお答えいたします。

今、磯貝議員が言われたとおり、一般的な話としまして今お答えしました。

次に、土地開発公社が所有する一部の土地とか、そういった形で今現在有効活用していることにつきましては、そういった話で言いますと、その使用者と土地開発公社含めた形の中での個別のお話となると考えています。

以上です。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

それでは、知事の許可を得て、じゃ使おうと思ったときですけれども、どれくらいの期間利用できるのかとか、借り入れるには幾らぐらいかかるのかと。少しでも分かれば、まとまった土地であるから利用を考えるきっかけにもなりそうなんですけど、先ほど言われた個別事案で使用者と土地開発公社との話合いということで相談ということになるというのはちょっとハードルが高いのかなというふうな印象でありまして、企画が先なのか、条件の提示が先なのか、ジレンマに陥りそうなものなので、条件などを先に明示されたほうが企画をしやすいのかなというふうに思ったものですから、ちょっと質問させていただいたわけですから、ちょっと質問させていただいたわけですから、ありがとうございます。

最後に、公社がほかに所有する土地で有効活用されている事例などをお示しいただき、併せて、これまでに有効活用に向けた動きや

問合せなどがなかったか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【清水文雄君】 上前部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 上前浩和君 登壇〕

○都市整備部長兼北部開発推進室長【上前浩和君】 ご質問にお答えいたします。

内灘町土地開発公社が所有する一部の土地につきましては、付近住民の有料駐車場として有効活用しております。そのほか、北鉄浅野川線栗ヶ崎駅近くの土地では、通学等の駐輪場を使用するなど、有効活用に努めております。

次に、有効活用に向けた動きや問合せにつきましては、隣接している町会に有料駐車場としての利用を確認しましたが希望はなく、現在も町会からの問合せはありません。また、そのほかの問合せにつきましても、現在のところございません。

今後につきましても、同様の問合せがあった場合、その都度、利用計画などを確認した上で、都市計画道路向栗崎放水路線など、計画する事業の支障とまらないか判断し、有効活用に努めてまいります。

以上です。

○議長【清水文雄君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

地元の町会というか、私住んでいる町会のほうには問合せを1回入れたけれども、全然その反応、要望がなかったということでお聞きしまして、ありがとうございます。

この計画のほう、当初の計画策定段階というところでは、工事の行政担当者とか多くの関係者が町の発展とか利便性を熟慮されてご努力を重ねてこられた結果と存じております。

ただ、全国的に少子化が急速に進み、超のつく高齢化によって、内灘町の人口は平成25年にピークを迎えています。以来、減少が続いている現状があります。これから10年先は、私の個人的な予想でございますが、約2,000人程度



の減少を想定しての危機感を持って動いております。交通事情はさらに変容していくんじゃないかというふうに思っています。

もろもろ考えてまいりますと、好立地の財産を塩漬け状態で放置しておくのはもったいないと思うわけでございまして、町の負担を減らすために、僅かでもあれ、活用の方法を探るのが重要だと思っております。今後とも、計画の進捗などに注視してまいりたいと思えます。

これで私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

**○議長【清水文雄君】** 7番、生田勇人議員。

〔7番 生田勇人君 登壇〕

**○7番【生田勇人君】** 議席番号7番、生田勇人です。

令和4年内灘町議会12月会議におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告内容に従い一問一答方式にて質問をします。今回の質問は1点のみとなっておりますので、町長並びに執行部におかれましては、明快な答弁をお願いいたします。

さて、先ほどの町長のご挨拶と少しかぶるんですが、サッカーワールドカップでの日本チーム「SAMURAI BLUE」の活躍は世界を魅了し、日本では、その快進撃に喜び、沸き上がりました。ベスト8には届きませんでしたが、選手のプレーと監督の立ち居振る舞いに多くの感動をいただきました。また、日本人サポーターの清掃活動や選手のロッカールームでの対応が評価されましたことは、同じ日本人として誇らしく感じたところであります。

サッカーは既に日本は強豪国だということを世界に知らしめた、まだ大会は続いておりますが、日本にとってはそんなワールドカップであったと感じます。次回大会ではベスト8の壁を破れると大いに期待するところです。

スポーツは、人々に多くの感動をもたらします。もちろん指導者の熱意や選手の努力あ

ってこそですが、幼少期、成長期にその競技を取り巻く環境も重要となり、後々の活躍に大きく影響を及ぼすことは明白です。

少子化によるスポーツ人口減少も懸念される中ではありますが、将来、多くの人々に感動を与えることができる選手がここ内灘から輩出されますよう、しっかりとした土台をつくり育成する、そんな環境づくりに町も積極的に取り組んでいっていただきたい、そう願い、今回の質問を行います。

それでは、中学校部活動の地域移行について質問をしていきたいと思えます。

本年6月に、運動部活動の地域移行に関する検討会議より提言がまとめられ、スポーツ庁が公開しました。

なかなかご存じでない方も多いのではないかと存じますが、休日の運動部活動を地域の皆様の力を借り、お任せしようとの内容に関して、来年度からの取組が決定しているということで、中学校運動部活動に所属する生徒を持つ保護者や、小学校、特に中学入学を控える児童を持つ保護者の方々より、またスポーツ関係者等々から様々な情報や不安の声が届いております。

この中学校部活動地域移行についての内容について、大まかな内容や現在の部活動との変更点をまずお聞きしたいと思います。

**○議長【清水文雄君】** 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

**○教育長【桐山一人君】** ご質問にお答えいたします。

これまで学校の運動部活動は、スポーツに興味、関心のある生徒が参加し、その責任者となる教員の指導の下、学校教育の一環として行われてまいりました。

しかしながら、議員が今ほど話をされたように、近年の少子化、そして教職員の働き方改革、こういったことなど学校を取り巻く環境が大きく変化していることから、令和7年度を目指して、学校部活動を休日の地域クラブ

活動へ段階的に移行することが示されたものでございます。

これにより、部活動は、学校教育から学校と連携して行う地域クラブ活動として位置づけられることとなるものでございます。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 生田議員。

**○7番【生田勇人君】** ありがとうございます。

今ほども教育長おっしゃいましたけど、地域移行にかじを切る大きな要因としては、1点目は、少子化の進行によるもの。これは、生徒数の減少により各学校部活動数の維持継続が困難となり、今後、部活動種目の精査を迫られるのではないかと懸念されるところでもあります。

2点目は、教職員の長時間労働によるもので、残業や休日出勤など、昨今の教職員の働き方改革により労働環境の改善が喫緊の課題であるためです。実際、教職員の成り手不足が深刻な問題とされています。教職員の労働環境を伝え聞いてか、私の知る中でも、多くの大学生これまでもおったんですけど、教職を専攻しながら教師への道には進まないといった現状を見てまいりました。

さて、国は来年度当初からの実施を決定している中で、もう12月に入りました。不安の声が上がる中で、町としては、この地域移行をスムーズに行うべくどのような取組を行っているのか、様々な視点でお聞きしていきたいと思えます。

まず、中学校部活動の地域移行に関し、地域総合型スポーツクラブプラッツをはじめ、スポーツ少年団、体育協会に所属する各競技の協会や連盟とは現在、この地域移行に関する話し合いを進めているのかをお聞きいたします。進めているならその内容を、進めていないなら今後の方針をお聞かせください。

**○議長【清水文雄君】** 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

**○教育長【桐山一人君】** 町では、学校やプラッツうちなだ、スポーツ協会など各種団体を対象に、本年8月、運動部活動の地域移行について勉強会を実施したところでもあります。

また、先般11月には、町主催の内灘町総合教育会議が開催され、教育委員の皆様と情報を共有したところでございます。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 生田議員。

**○7番【生田勇人君】** これまで、数回ではありますけど、話し合いが持たれたということで、来年度まであと残り三、四か月というところに来ておりますけれども、今後、もっともっと話を詰めていってスムーズに移行していただければというふうに願うものであります。

現在、内灘中学校では、部活動の休日を、主要大会前期間を除き、平日1日と日曜日を休日としております。休日部活動を地域移行した場合の大会への引率や練習会への参加等々の引率はどうなるのか、平日、休日で指導方法に一貫性がなくなるのでは、また、地域移行活動時における安全はどうなるのかといった、まだまだ聞きたい点が山ほどあります。

地域団体にご理解いただきスムーズな移行ができたとしても、それを指導監督される方々への負担も大きいと感じますが、併せて、地域移行がスムーズに進めることができない部活動があった場合には、NPO法人であるプラッツうちなだにおいて、補助金の申請額を増やすなどし、休日の専任指導者をパートなどで雇用することは可能でしょうか。

この地域移行に関して支援する内容が含まれた第2次補正予算が12月2日に参議院を可決され、通過、成立しました。その詳細な内容は把握できていませんが、予算額は19億円ということでもあります。来年度でも当初でそれなりに、地域移行に係る補助金等を予算化するものと考えます。

地域移行がままならない競技の休日指導についてどうお考えか、お聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えいたします。

部活動には、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境の充実が求められます。

その一つとして、専門性や資質、能力を有する指導者の確保が必要と考えます。

今後、国から示されるガイドラインに基づいて、また、県からの方針、プラッツうちなどなどの各種団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 ありがとうございます。

ぜひ指導者の確保と一体で見て、国、県からのまだ通達といいますか方針が決まっていない中ではありますが、やはり今の内灘中学校の部活動数、たくさんの部活動がありますけど、そこが縮小されることなく、やっぱりやりたいことを中学校入ってするという気持ちもございますので、休日の、今ほど言いました予算を増やして専任指導者を補助するといったこともぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

これまで質問してきたものは、あくまで町関連の団体にて地域移行を実施する前提で行いました。

それと併せ、提言書では、実施主体としてクラブチームやプロスポーツチーム、民間事業者や大学等々も想定しながら地域移行に対応と記載されています。そしてこのようなスポーツクラブ等での大会参加が認められるような記載も見受けられ、なお一層、子供たちや保護者を混乱させます。

平日は内灘中学校何々部、休日は実施主体となるチームとなることも予想され、所属は一体どこを主体とするのか。あくまでもそれは当事者の判断に委ねると言ってしまうかもしれませんが、生徒と保護者に対し、学校で部

活動を指導する教職員との関係性にひずみは生じないか。あくまで休日はどこに所属しようが、大会参加の主体は所属の中学校であるといった地域移行のルールづくりが必要とも感じますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えいたします。

大会における参加者の条件は、大会それぞれの主催者が取り決めるものと認識しております。

全国中学校体育大会いわゆる全中への参加につきましては、日本中学校体育連盟いわゆる日本中体連が、地域スポーツ団体などに所属する中学生の参加を承認しているところであります。

しかしながら、その具体的な参加方法については、現在のところまだ示されておりません。

今後も連盟の方針を確認してまいりたいと考えております。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 ありがとうございます。

一方では、今後さらに加速するであろう少子化時代を見据えたとき、現在の内灘中学校のような多種目、豊富な競技の部活動の存続も危惧されております。

また、専門に競技指導を行える教職員も不足してくると懸念されるなら、今ほど質問しましたとおり、クラブチーム等での参加が認められるのなら、地域の競技活力を維持するためにも、かほく市、津幡町と力を合わせ、1市2町での合同チームや合同練習会の実施などを考えていかなければならない時期に入ったのではないのでしょうか。

過去に金沢市が、校下を越境して、市内どこの中学校にでも希望すれば通学できるとした時期がありました。今も続いているのか分かりませんが、その結果として、運動部活

動では、1校に有力選手が結集するといった金沢連合チームのような中学校が出来上がった競技種目も多々見受けられました。

人口45万人を超える市と約2万7,000人の町でどう立ち向かえるのか、どうすれば伝統ある内灘中学校の選手たちを石川県下や全国で輝かせることができるのかを常に考え、指導に当たられてきた先生方のご苦勞に、頭が下がる思いです。

その一つの中学校に有力選手が集まる名残は、現在も競技によっては続いております。先ほど申し述べましたとおり、部活動競技種目の存続と地域の競技活力を失わないためにも、1市2町で力を合わせる方向性を示していくべきと考えますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地域の競技活力は大切でございます。生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれないよう、例えば、中学校間における連合チームや合同部活動などの取組も有意義であると考えております。

河北郡市での協力につきましては、今後示されるガイドラインを参考に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 部活動の地域移行には生徒たちの安心・安全も保障されなければならず、団体にスムーズに移行できたとしても、そこには保険料や、併せて施設使用料などがかかる場合もあります。

それらを月謝や会費として負担することと予想され、町内団体での休日部活動移行がなかなかされない競技においては、町外への保護者の送迎や公共交通機関での移動といった負担も上乘せされますが、このような家庭への負担増が考えられる場合、どのような対

応をしていくべきと考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長【清水文雄君】 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えいたします。

家庭の負担への対応につきましては、財源も含めて国の方針を注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 生田議員。

○7番【生田勇人君】 あと来年度まで、先ほども申し述べましたとおり、4か月ぐらいに迫りながら国、県の方針が示されていないということで、なかなか答弁、はっきりとしたものをいただけるということは難しいのかなということは重々承知しておるんですけども、やはり、今もう年末迎えて年越したらあと3か月ということになるんですけど、保護者等々の不安を取り除くためにも今日質問させていただきました。

聞きたいことはまだまだあるんですけど、今ほど言いましたとおり、教職員と地域で指導に携わる方々の不安は、12月に入ってさえなお払拭されないと思います。

理想は、部活動といえど学校教育の一環として、競技力の強化のみならず、そこには悲しいことやつらいこと、それを乗り越えた喜び、仲間との連帯感を育み責任感を醸成する、まさに教育と並び立つ人間形成の場と捉えております。

理想は、町内各種団体と連携し、全ての部活動において地域移行がスムーズに行える環境を期待しますが、一方では、方針が決まっていない中にもかかわらず、水面下で強豪チームへの勧誘、引き抜きが見受けられるとの話も伝え聞いております。

国は、3年間の休日移行期間を経て平日の地域移行も視野に入れており、中学校教育の一環と位置づける部活動を中学校から切り離すことは有望な人材の流出につながり、生涯

スポーツと後進の育成、競技裾野の拡大にこれまで一生懸命取り組んできたスポーツに関わる全ての町民の方々の、その意欲と活力を失いかねない大きな問題と捉えております。また、完全分離された場合、教職員の負担は減るでしょうが、地域団体の負担は増えます。その場合、しっかりとした手当でも考えていていただきたい。

中学に入ったらこの部活で頑張りたい、そんな子供たちの意欲をそぐことのないよう、あらゆる部活動が、競技が中学校からでもこれまでどおりスタートできるような均等な機会をしっかりと確保していただきたく、また、生徒、保護者、教職員と指導者には、不安を取り除くような地域移行の取組を、4月まで時間が無い中ではありますが、早め早めの正確な情報発信を求めます。

以上、スポーツ人口の減少を食い止め、町に根づく生涯スポーツの土壌をどう守っていくのか、自らも内灘中学校柔道部を牽引し全国大会に導いたことのある桐山教育長に見解をお聞きし、質問を終わります。

○議長【清水文雄君】 桐山教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えいたします。

町といたしましては、子供たちが将来にわたりスポーツや文化に触れ合う機会を確保することは、地域に受け継がれてきたスポーツ、文化、こういったものの継承、発展、また新しい価値の創造につながる大変有意義なものと考えております。

今後も情報収集に努めながら地域や各種団体と連携を図り、町の生涯スポーツの推進、芸術文化の振興に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回ご質問をいただいたことで、私自身も、今ほど議員のお話もあったように、現場で汗を流してきた者でございます。ただ、社会情勢が大きく変化する中でどうしていけばいいのかなというのを私自身も思い悩んでいる

ところでもあります。

議員がこの部活動の地域移行についてご質問いただいたこと、こういったことを通して多くの方が注目され、ご理解いただいて、こういった機会となることを通して、今後、多くの方々のご協力をいただかないことには前に進まないというふうに考えております。

そういったことを思い、今回の生田議員のご質問いただいたことは非常に感謝をしたいというふうに申し上げたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○7番【生田勇人君】 終わります。

○議長【清水文雄君】 8番、恩道正博議員。

〔8番 恩道正博君 登壇〕

○8番【恩道正博君】 議席8番、恩道正博です。

令和4年12月会議に質問の機会をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

2つの項目について質問をさせていただきます。1つ目はマイナンバーカードの普及と活用について、2つ目は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、強化で物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援について、以上、大きくは2つについて質問をさせていただきます。

まず最初に、マイナンバーカードの普及と活用についてであります。

デジタル庁が昨年9月に開設されてから今月で1年3か月になります。

他国に後れを取るデジタル化推進にマイナンバーカード普及が欠かせないと、政府は、令和4年度末までにほとんどの国民に取得させる目標を掲げています。目標達成に向けて掲げた最大2万円のマイナポイントも思うように成果が上がらず、9月末までのカードの申請期限を12月末に延ばしました。

総務省はホームページで、都道府県や市町村ごとの取得率を本年5月から公開し、交付率が全国平均を下回る自治体を重点的フォロー

ーアップ対象団体に指定し、対策強化を要請をしております。

そこで、マイナンバーカード普及と今後について質問をさせていただきます。

まず最初に、内灘町の最新のマイナンバーカード交付数と交付率、併せて全国の最新交付率についてお伺いをいたします。

**○議長【清水文雄君】** 中川裕一町民福祉部担当部長兼住民課長。

〔町民福祉部担当部長兼住民課長 中川裕一君 登壇〕

**○町民福祉部担当部長兼住民課長【中川裕一君】** お答えいたします。

本年11月末時点で、町におけるマイナンバーカードの交付数は1万4,071件、交付率は53.6%であります。

また、全国の交付率につきましては、同じく本年11月末時点で53.9%であります。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。

内灘町の交付率53.6、全国が53.9ということで全国平均を僅かですけれども下回っております。多分これは、先ほど申しましたとおり、総務省から各月末ごとに交付されている数字だと思えます。

そこで、ちょっと質問にはないんですけど、内灘町は石川県内で見えた場合、交付率はどのような順位とか、そういう交付率が分かりましたらお答えをお願いしたいと思います。

**○議長【清水文雄君】** 中川部長。

〔町民福祉部担当部長兼住民課長 中川裕一君 登壇〕

**○町民福祉部担当部長兼住民課長【中川裕一君】** お答えいたします。

地方公共団体情報システム機構いわゆるJ-LISが公表している数字でいきますと、内灘町は県内では今現在17番目となっております、交付率。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。部長には、通告にございませんでしたけれどもお答えをいただきまして、ありがとうございます。

次に、マイナンバーカードの交付率が伸びない要因の一つには、マイナンバーカードの安全性、いわゆるセキュリティについて不安が考えられますが、マイナンバーカードの安全性と個人情報の管理についてお伺いをいたします。

**○議長【清水文雄君】** 中川部長。

〔町民福祉部担当部長兼住民課長 中川裕一君 登壇〕

**○町民福祉部担当部長兼住民課長【中川裕一君】** お答えいたします。

マイナンバーカードの安全性と個人情報の管理につきまして、ICチップ部分には、銀行等のキャッシュカードと同様に、パスワードを設定して情報を保護しております。

また、パスワードの入力を一定回数間違えるとロックされる仕組みとなっており、不正に情報を読み取ろうとした場合には、ICチップが壊れる対抗措置が講じられており、高いセキュリティ性が確保されております。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。

今ほど安全性については答弁をいただきましたけれども、個人情報の管理について答弁をお願いいたします。

**○議長【清水文雄君】** 中川部長。

〔町民福祉部担当部長兼住民課長 中川裕一君 登壇〕

**○町民福祉部担当部長兼住民課長【中川裕一君】** お答えいたします。

個人情報の管理に関しましても基本的に、今ほど申し上げましたとおりに、ICチップ部分の安全性で示されております。

カード自身には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、12桁のマイナンバー等の記載はありますけれども、その他、税情報や年金給付情

報等のプライバシーの高い情報は入っておらず、個人情報漏れない形となっております。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。

マイナンバーカードの安全性と個人情報の管理について答弁がありました。

こういうことに関してもなかなか、我々も含めて町民の方々がその安全性についてなかなか不安を持つとということで、それはまた町のほうでも、機運もさることながら、そういう安全性も含めてホームページなり、当然普及を目指すために開示させていただきたいと思えます。

次に、3番目ですけれども、マイナンバーカード普及に向けたマイナポイント第2弾の、今やっておりますけれども、改めて制度概要と、子供さんが取得する際の手続についてお伺いをいたします。

**○議長【清水文雄君】** 中川部長。

〔町民福祉部担当部長兼住民課長 中川裕一君 登壇〕

**○町民福祉部担当部長兼住民課長【中川裕一君】** お答えいたします。

マイナポイント第2弾の制度概要につきましては、まず、今月末までにマイナンバーカードの交付を申請した方で、令和5年2月末までにマイナポイントの付与の申込みをした方が対象となります。

内容といたしまして、健康保険証の利用申込みと公金受け取り口座の登録をした方が好きなキャッシュレス決済サービスにそれぞれ7,500円分のポイント、計1万5,000円分のポイントがもらえる制度でございます。

第1弾のマイナポイントは、申込みをしてお好きなキャッシュレス決済サービスにチャージや決済した分の25%、最大5,000円分のポイントがもらえる制度で、第2弾は、第1弾のポイント分も合わせて最大2万円分のポイントがもらえる制度となります。

次に、未成年者がマイナンバーカードを取得する場合には、年齢により交付方法が違います。

まず、15歳未満の方がマイナンバーカードを受け取る場合には、法定代理人の方がお子様と一緒に来庁する必要があります。ただし、未就学児の場合は、パスポート等の顔写真証明証があれば、法定代理人のみでマイナンバーカードを受け取ることができます。

15歳以上の方がマイナンバーカードを受け取る場合には、本人のみでマイナンバーカードを受け取ることができ、法定代理人の方の付添いは必要ありません。

なお、どの年齢にもかかわらず、マイナンバーカードを役場で受け取る場合には、健康保険証と子ども医療証などの本人確認書類や交付通知書が必要となります。

次に、マイナポイントの取得方法につきましては、お子様などご自身での申込みが困難な場合、法定代理人がご自宅でスマートフォンなどを利用して申込みをすることができます。

なお、マイナンバーカード、パスワード、キャッシュレス決済サービスのカード、本人の通帳があれば、役場で申込みの支援を行っております。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。

今、部長から重要なことを述べていただきましたけど、まず、マイナンバーカードの申請は12月末まで延びて、来年2月までに取得すると。でしたね。

あと、子供さんの取得について答弁をいただきました。ホームページでは、18歳以下対象ということで、11月の補正で上がってきました5,000円分の商品券がつかますよという、いわゆるホームページで上がってございましたけれども、そこには一応マイナンバーカードの

作り方とありました。

先ほど部長が答弁されました細かい、15歳以下、18歳以下ですか、そこら辺の部分が何かホームページのところでは抜けているように思うんですが、そこら辺も付け加えて、やっぱり町民の、せっかく補正で5,000円の商品券ですか、そういうことで、そこら辺のちょっと追加をされたらどうかと提案をいたします。

答弁をお願いします。

**○議長【清水文雄君】** 中川部長。

〔町民福祉部担当部長兼住民課長 中川裕一君 登壇〕

**○町民福祉部担当部長兼住民課長【中川裕一君】** お答えいたします。

ホームページ等の周知につきましては、再度内容を確認して、詳細な内容が分かるような形で周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。

せっかくの、この11月補正で上げたマイナンバーカード、18歳以下を対象とした5,000円分の商品券のこれについても、カードの、いわゆる先ほど答弁でありました、期限が決まっておりますので、やっぱりそういう細かなPRも必要かと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に入ります。

令和3年10月から医療機関、薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるマイナ保険証については、いわゆるマイナ保険証対応に係る医院とか病院なんですけれども、受診に係る窓口負担が、従来の保険証で受診したよりもマイナ保険証を利用した方の費用負担が余計にかかり、割高でありました。

厚生労働省は、このマイナ保険証を普及させるため、この10月から患者負担額を引き下げる形で診療報酬加算措置の見直しがありました。マイナ保険証で医療機関を利用した負担額と従来の保険証を利用した負担額につ

いてお伺いをいたします。

**○議長【清水文雄君】** 北野享町民福祉部長兼保険年金課長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 北野享君 登壇〕

**○町民福祉部長兼保険年金課長【北野享君】**

ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを保険証として利用したときの負担額は、窓口負担3割の方で、本年10月より、初診時は6円、調剤は3円となっております。

一方、従来の保険証を利用した場合、初診時は12円、調剤は9円となっており、マイナ保険証の利用が割安となっております。

マイナ保険証を利用した窓口負担につきましては、本年4月より導入されましたが、従来からの保険証に比べ割高に設定されたため、議員ご指摘のとおり、マイナ保険証を用いて受診すると窓口負担額が増えるという現象が発生いたしました。

このことは、マイナンバーカードの普及促進、保険証として使える便利さをうたうことと逆行しているとの意見が相次ぎ、国でも見直しがなされたものでございます。

マイナ保険証の普及促進は、国がその利便性を掲げ、マイナンバーカードの普及と併せ登録促進を図っているところであり、マイナンバーカードの交付を受けた皆様には、保険証としての利用登録をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 恩道議員。

**○8番【恩道正博君】** ありがとうございます。

マイナ保険証を使った場合、今ほどありました、従来の保険証に対して6円、そして従来は12円と、逆に従来の方は上がったということで、確かに本来なら、私の意見でいけば、マイナ保険証を使うとか使わんにかかわらず、本来はお金を取る必要がないと思うんですが、国の、厚労省の方針ですからどうにもなりま



せんけど、本来、こういうマイナンバーカードとかマイナ保険証を普及する場合にはそういうことは、医療機関は当然カードリーダーとかいろんな設備はかかりますけれども、そういう点はやっぱり、私の持論ですけど、国が持つべきだというものであります。

ということで、マイナ保険証を使った場合、対応する保険金額は安くなるということで。

それでは、次に移ります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、マイナポータルで特定健診の状況や薬剤情報、医療費などが確認でき、確定申告の医療費控除も可能になるとのことですが、その詳細についてお伺いをいたします。

○議長【清水文雄君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

現在、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンがあれば、会社員の方や年金を受給されている方は、スマートフォンにて国税電子申告、いわゆるe-Taxによる確定申告の医療費控除を行うことができます。来年からは、自営業の方もスマホにて確定申告できる予定でございます。

さらに、マイナポータルアプリの「もっとつながる」サービスを活用しe-Taxと連携することで医療費通知書の情報を取得し、確定申告書に自動で入力できる便利な機能もございます。

なお、医療費の情報につきましては、原則、保険診療分の情報となり、来年の申告より1年間分の情報が取得可能となります。

マイナンバーカードを活用することによって、自宅にいながらいつでも電子申告することができます。ぜひご活用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 ありがとうございます。

た。

そういう進んだ取組でありますけれども、一つお聞きしたいんですけど、そのマイナポータルの情報というのは、あくまでかかった病院とか医療機関がそういう体制とか、取ってないとそういう情報が上がってこないんですね。これだけ確認したいんですけど。

○議長【清水文雄君】 松井部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

今ほどの質問ですけれども、あくまでも保険診療の分が情報等入ってきますので、それが情報となります。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

マイナンバーカードにつきましては、冒頭にも述べましたけれども、政府は来年3月末までにほぼ全ての国民に取得させる目標を掲げ、交付率が全国平均を下回る自治体を重点的フォローアップ対象団体に指定し、対策強化を要請しております。

さらに、政府は、来年度からマイナンバーカード交付率を地方交付税の算定に反映させる方針で、カードの普及に伴う自治体の経費を賄うとしております。

この地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源であります。

そういったことで、地方交付税の算定にマイナンバーカード交付率を反映させることは明らかに地方交付税制度の趣旨に反するものと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

普通交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させることにつきましては、現在、国において検討していると伺っております。

町といたしましては、カードの交付率により、自治体間で格差が生じないように検討していただきたいと考えております。

今朝の朝刊ですか、の紙上にもありましたとおり、国のほうが、これまでデジタル田園都市国家構想交付金の受給要件を交付率でという話だったんですけれども、これ申請率に変更をされました。これは全国の知事会から交付率ではなく申請率にしてくれというような要望がありまして、そのようなことが書かれておりました。

したがって、町といたしましては、今後ともマイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、先月29日から専用窓口の設置や、マイナンバーカードを所持する18歳以下の町民に対しギフト券を交付する事業をこれまでどおり行っていきたくております。

このデジタル田園都市国家構想交付金の受給要件ですけれども、これ申請率の53.9%以上の自治体というふうな発表をされています。現在、内灘町の申請率は62.45%でクリアしているということを報告いたします。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 ありがとうございます。

確かに、まず交付率と申請率、時間差がありますから、一、二か月ぐらいの、極端なことを言えばあります。先ほど田園都市構想にも、最初は交付率がうたわれておりましたけれども申請率というふうなことで、どちらにしても、先ほど中川部長からもありましたとおり、内灘は石川県では交付率が若干下のほうでございますので、これはやっぱり町も議会も挙げ

てそういうことで交付率なりを伸ばしていければなと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関係する増額、強化で物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援についての質問でございます。

内閣府地方創生推進室は本年9月に、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設し、原油価格・物価高騰対策として、予備費と既存の予算も活用した6,000億円規模の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設しました。

交付金は、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施する取組に活用することとして、各自治体に推奨事業メニューが示されております。

推奨事業メニューには生活者支援と事業者支援があり、それぞれ4項目の支援メニューがあります。そのうち事業者支援の内容は、1番目に医療・介護・保育施設、公衆浴場など、2番目には農林水産業、3番目には中小企業、4番目には地域公共交通や地域観光業等に対する物価高騰対策支援のメニューであります。

町でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、9月、11月の補正予算でそれぞれ事業者支援を行っていますが、その中で医療施設すなわち医療機関に対する支援が含まれていませんでした。

厚生労働省は9月13日に、各都道府県、市区町村に医療機関への物価高騰の負担軽減に向けた交付金の積極的な活用を検討するよう通達を出しております。電力・ガス・食料品等価格高騰に苦しむ医療機関は、他の事業者と同様に経営を圧迫していることには変わりはありません。全国では15都道府県が9月補正予算などで、物価高騰に苦しむ医療機関への直接



ります町長並びに関係部課長には、分かりやすく、今後に期待の持てる答弁をお願いしたいと思います。

世界では、今もなおロシアとウクライナの戦争が続いており、非常に残念に思います。一日も早い終息を願っております。

また、コロナ禍も全く先が見えてこない中、早い人でコロナワクチンの5回目の接種が行われ、一方では、接種の後遺症で苦しんでいる人や悩んでいる方々が多いと聞きます。

年末に来て、生活を直撃する報道ばかり耳にいたします。来年4月より電気料金値上げの話や電車やバスの料金の値上げの話、燃料費の高騰により食品4,225品目がさらに値上げされ、お正月のお節料理のイクラやかずのこにも大きな影響が出ております。また、若者に将来的に重くのしかかるであろう年金の納入期間の延長など、国民が元気を出したくても出せないような社会情勢であります。

町では、少しでも負担を減らすために、燃料費の助成やプレミアム商品券の配布など様々な手当てを行っておりますが、負担が大き過ぎて生きていくのが精いっぱいだというような声しか聞こえてまいりません。

先日行われたワールドカップでは、日本の選手の活躍で、日本中の皆さんが勇気と希望、そして元気をいただけたのではないのでしょうか。また、サポーターが試合後、会場のごみ拾いなどをする行為が世界で称賛されたことが紹介されておりました。私たちも日本選手に負けないように、皆さんで知恵を出し合い、力を合わせて頑張っていかなければならないと思います。

ここで、毎年恒例になっております、12月会議で町長に漢字で一文字をお聞きしておりますが、もしよかったら後ほど答弁をいただければと思っております。

私の質問は、大きく2点であります。1点目は特殊詐欺について(オレオレ詐欺)、2点目は副町長について、町の考えをお尋ねいたし

ます。

本日は傍聴席に、職員の皆さんも勉強ということで傍聴されており、これも私が以前一般質問で、自分たちの上司が何をやっているか知らない職員がいるのではないかと、議会というものがどのようなものかということ若いう人たちに勉強してもらおう機会として傍聴に参加するようお願いした経緯もございますので、お伝えしておきたいと思っております。

初めに、特殊詐欺(オレオレ詐欺)について。

昨年の資料になりますが、令和3年の特殊詐欺の認知件数は1万4,498件、被害額は282億円と前年に比べて総認知件数は増加したものの被害額は減少しておりますが、被害額は、過去最高となった平成26年の被害額565億5,000万円から半減したものの、依然として高齢者を中心に被害が高い水準で発生しており、深刻な情勢であります。

被害は大都市圏に集中しており、東京の認知件数は3,319件、大阪1,538件、神奈川1,461件、千葉1,103件、埼玉1,082件、愛知874件及び兵庫859件で、総認知件数に占めるこれらの7都府県の合計認知件数の割合は70.6%、1日当たりの被害額は約7,730万円、1件当たりの被害額は202万円となっております。

その中でも高齢者の被害状況を見てみますと、実に65歳以上の高齢者被害の認知件数は1万2,724件で、総認知件数に占める割合は88.2%となっております。65歳以上の高齢女性の被害認知件数は何と9,907件で、総認知件数に占める割合は68.7%となっております。

主な手口別では、オレオレ型特殊詐欺は約99%と還付金詐欺の100%が電話によるもので、その一方で、架空料金請求詐欺は、電子メールが約46%、電話が約33%で、残りは、はがき、封書、ファクス、ウェブサイト等によるものです。

石川県警察本部によりますと、今年9月末までに県内で発生した特殊詐欺事件は62件で、このうち還付金詐欺が32件、全体の過半数と

なり、被害に遭うのは65歳以上が8割を占めているそうです。また、被害の総額も大幅に増えて約1億7,000万円余りとなり、去年1年間の被害額の3倍以上となっております。

また、7月に入ってから、検察官を名のる男などからうその電話を受けた県内の80代女性が3,900万円余りをだまし取られる事件や、11月に入り、白山市の70代男性が3,480万円をだまし取られ、また、内灘町の20代男性が有料サイトの未払い金があると言われ、電子マネーで140万円をだまし取られ、12月に入っても、金沢市内の90代女性が340万円だまし取られる被害が相次いでおります。

警察は、自治体が保険料を還付する際は郵送で案内するなど、電話だけで手続を済ますことはないとし、注意を呼びかけております。その上で、常に留守番電話に設定して、電話をかけてきた相手と内容を確認してから電話に出ることや、電話で払戻しなどのお金に関わる話が出たら詐欺を疑い、電話を切ることなどの対策を呼びかけております。

先ほどから紹介しているように、詐欺の多くが電話によるもので、警察も留守番電話をうまく活用するように啓発しております。

石川県警察本部では、通話録音警告機の貸出しというサービスを行っております。警察は、石川県全体で243台所有して、広く県民に貸出しを行っております。そのうち218台が既に貸出中ということです。

警察では、詐欺の電話に対する通話録音装置や留守番電話機は非常に有効だと考えているようです。また、通話録音装置や留守番電話機を導入したことでいざら電話も減っているという報告が上がっております。

私たちが暮らしている地域を所管する津幡警察署管内で、特殊詐欺に対応する通話録音装置の貸出しの台数は19台で、そのうち18台が既に貸出しされているようです。

津幡警察署から実物をお借りしてきましたので、皆様にもご覧いただきたいと思っております。

このような品物になります。アダプターと3点セットになっております。これは「振込め詐欺見張り隊」という名前のものです。この通話録音装置は電話線から電話機の間につけて設置するもので、つながる前のアナウンスは、「この通話は、迷惑電話防止のため録音をさせていただきます。ご了承ください」とアナウンスが流れ、つながるようになっております。

ここで、近隣の市町の取組を紹介したいと思います。

初めに、かほく市は、今年から通話録音装置等購入助成金を新設。対象者については、市内に住所を有し居住している方。1、65歳以上の独り暮らしの方、2、65歳以上の方だけで生活している世帯の方、3、日中、65歳以上の方だけで生活している世帯。対象機器につきましては、通話着信時の発信者に通話内容を録音することを自動でアナウンスし、通話内容を自動で録音する機能のあるもの。1、固定電話機取付け型通話録音装置、2、固定電話機。1世帯につき1台だけ補助が出ます。それと、市内の店舗で購入したものとあります。補助金につきましては、対象機器の購入費用の2分の1、上限が7,000円であります。申請につきましては領収書、保証書の写しなどが必要で、対象機器の購入した年度の3月31日までに申請することが必要となっております。

続いて、津幡町の状況はといいますと、対象につきましては、町内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯。1、65歳以上のみの世帯、2、日中、高齢者のみとなることが常態の世帯。補助金につきましては、購入費の、かほく市と一緒に2分の1、上限7,000円ということです。対象機器についてもかほく市と同じでございます。また、令和4年4月1日以降に町内の店舗で購入したものに限り、1世帯につき1台。申請に必要なものは、申請書、領収書、そして電話機の確認できるカタログなどとなっております。また、2か月以内または年度末のいずれかの早い日になっております。

かほく市、津幡町も今年から始めたもので、内灘町では既に平成27年、町内の方から通話録音装置40台の寄附を受けております。先ほど紹介したこの通話録音装置と同じ物が、警察が所有しているものと同じ物が町の方から寄附されて、40台あります。今ほど言いましたように、町では寄附していただいた物が40台ありますので、内灘町の町民は購入しなくても貸出ししていただけるものです。

さて、寄附された方は平成26年当時、新聞やテレビで高齢者の方がオレオレ詐欺にだまされているということを知り、ぜひ町で効果的に活用して振り込め詐欺から町民の財産を少しでも守っていただければという気持ちで、詐欺防止に役立ててほしいとのことで寄附していただきました。

町では、使い方をいろいろ協議した結果、町が20台所有して、町社会福祉協議会が20台所有することになりました。現在の使用状況を調べたところ、令和4年11月18日時点で町が所有している20台の現状は、10台が貸出中、4台が故障中、6台が待機中、町社会福祉協議会が所有している20台の現状は、2台が貸出中、2台が故障中、16台が何と待機中ということであります。

大変前置きが長くなりましたが、まず初めに、この通話録音装置を貸し出すに当たって、ルールや条件といったものがしっかり定められているのでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長【清水文雄君】 宮本義治総務課長。

〔総務課長 宮本義治君 登壇〕

○総務課長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

通話録音装置の貸出しにつきましては、町で実施要綱を設け、ルールや条件を定めております。

貸出対象者は、65歳以上の高齢者がいる世帯の方、または過去に特殊詐欺の被害に遭われた方としております。

また、貸出しの期間は1年とし、費用は無料でございます。

なお、貸出しを希望される方には、事前に町または町社会福祉協議会へ申請書を提出していただいております。

以上です。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員。

○10番【夷藤満君】 町と社会福祉協議会で合わせて22台が待機している状況でございます。この通話録音装置を、まずは独り暮らしの高齢者に対して積極的に利用するよう促す考えがないのでしょうか。

また、このようなサービスがあることを知らない高齢者の方が多いと思いますが、いま一度、高齢者に対して周知するなどの考えがないのでしょうか。地域の高齢者のことを一番知っているのはやはり民生委員の方々だと思いますので、民生委員の方々を通してや、広報うちなだなどで掲載してはいかがでしょうか。

当然、町のホームページにも分かりやすく、ここが高齢者の方々にとっては問題なんですね。分かりやすく、高齢者の方々がホームページを検索しやすいように載せていただき、町民の皆様に広く周知を図っていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長【清水文雄君】 宮本課長。

〔総務課長 宮本義治君 登壇〕

○総務課長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

現在、町ホームページで貸出制度の周知を行っておりますが、今後は、民生委員の方々を通じまして独り暮らしの高齢者等へPRすることや、町の広報に貸出制度を掲載するなど、さらなる分かりやすい周知に努めてまいります。

また、ホームページにつきましては、高齢者の方でも分かりやすく検索できるように町としては努めておりますが、なかなか高齢者の方も難しい点があるかと思っておりますけれども、町としましては、何とか分かりやすく町民の

皆さんに周知できるように努めてまいります。

以上です。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員。

○10番【夷藤満君】 善意で寄附された物が、私としては、有効に使われていないことが非常に残念に思います。

なぜかといいますと、故障中の台数が6台あるということでございます。また、待機中が16台。故障中についてと修理費はどれぐらいかかるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長【清水文雄君】 宮本課長。

〔総務課長 宮本義治君 登壇〕

○総務課長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

現在、故障しておりました通話録音装置6台のうち5台は、現在修理中でございます。その修理費用につきましては、総額で約1万円でございます。

以上です。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員。

○10番【夷藤満君】 総額で1万円ということで、実はこの機械1台の大体の単価ですけれども、1万2,000円ぐらいから1万5,000円ぐらいの単価で、インターネットでも値段の差に開きがあります。そういったものでございますので、また購入等々を考えながら。

私、先ほども、今答弁いただきました、分かりやすく努めていきたいということなんですけど、実は、窓口で貸したらそこで終わりというのではなく、設置に当たっては、高齢者が借りたけれども設置の仕方が分からないとかというようなときには、職員が自宅まで出向いて取付けなどの丁寧な使い方の説明をしてあげるとか、そういうような前向きな考えができないでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 宮本課長。

〔総務課長 宮本義治君 登壇〕

○総務課長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

この機器のお申込みがありまして貸し出す場合には、町職員または社会福祉協議会の職員が出向いて設置することになっております。以上です。

○10番【夷藤満君】 ありがとうございます。

今ほどしっかり答弁をいただきまして、ありがとうございます。

また、聞くと、かほく市とか津幡町で、電気屋さんとか町内のお店で購入して、購入したけれども設置ができない、設定ができないという、この中身に説明書がいろいろあるわけなんですけど、それがなかなか分からない、ただ挿しただけでつながるというものではないということいろいろ四苦八苦して、結局、買ったけど使えないという方がおいでという話も聞いております。

町で行っている通話録音装置の貸出しが増えたときには、新しく増やすことも計画に入れて、また、石川県に対しても通話録音装置の貸出台数を増やす要望をする考えなどがありませんでしょうか。お伺いいたします。

○議長【清水文雄君】 宮本課長。

〔総務課長 宮本義治君 登壇〕

○総務課長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町といたしましては、今後、貸出しを積極的にPRすることで貸出しの機器に不足が生じるような場合は、その台数を増やすことも検討してまいります。また、県に対しましても台数の増台の要請を行うことも検討してまいります。

以上です。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員、挙手して発言してください。

○10番【夷藤満君】 はい。

積極的な町の取組に期待するものであります。

次の質問に移ります。

次の質問は、副町長不在について、町の考えをお伺いしたいと思います。

不在期間がおおよそ3年になろうとしておりますが、町長の任期期間の間に副町長を置く考えがないのでしょうか。お聞きいたします。

町では副町長が選任されていない、不在状況が続いておりますけれど、ある意味ではこれは異常事態だと思っておりますが、やはり町の行政を執行する上で、本当に副町長の存在は大きいと思っております。

副町長の事務分担に関する規則では、任務としては、副町長は町長の指揮の下、政策及び企画に参画し、政務を処理し、緊密な相互連絡と協力をもって事務執行の能率的運営を図り、共同してその責任を果たすことを基本的任務とするというふうな内容でその任務が示されているわけですが、それは、議会の対策、議会に関することと条例、規則、そして予算の編成、職員の配置に至るまで、町長の代理、代行としての役割が非常に重いということの意味するものだと思っております。

町長の今後の考えをお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

**○議長【清水文雄君】** 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

**○町長【川口克則君】** ご質問にお答えいたします。

まず最初に、今年の漢字一文字という質問がございました。

今年の漢字一文字につきまして、私、当初、早く世の中が再生しないかなという意味で、再生の「再」という字を当てておりましたけれども、この1年見ましているいろいろなことがございます。物価上昇やら、あとウクライナの戦争、それに自然災害などありまして、再生までいかなくて停滞の「滞」、滞るという字を今年の一字としたいと思っております。

それでは、副町長についてのご質問にお答えいたします。

副町長の選任につきましては、私が町長就任以降、県との連携強化を図るため、平成25年7月から令和2年3月末まで、県より職員を

派遣していただき選任してきたところでございます。

しかしながら、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから人々の行動が制限されるようになり、町においても各種行事やイベントが中止となりました。

この結果、対外的な行事が極端に減少し、この3年間はコロナ対応に追われる日々が続き、副町長が不在のままの状況となっております。

議員が申されましたように、副町長は、行政を執行する上で大変重要な役割を担っております。

私といたしましても、内灘駅周辺整備事業基本構想など、町の重要課題をより強力に推し進めるためにも、副町長が必要であると強く感じているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束はいまだに見えない状況が続いておりますが、社会経済活動は徐々に回復の兆しも見られております。

副町長の選任に当たりましては、しかるときに議会にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 夷藤議員。

**○10番【夷藤満君】** 現在、令和2年から副町長が不在で、副町長の年間の給与約790万円、期末手当約300万円、共済費ほかで約400万円、合計約1,500万円掛ける3年で約4,500万円という試算になります。

これは町長、副町長不在で財政が削減されたと捉えているのでしょうか。私は金額以上に、今ほど町長が申されたとおり、副町長の役割は大きいと、また必要と考えておりますが、町長のお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

**○議長【清水文雄君】** 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

**○町長【川口克則君】** ご質問にお答えいたし



ます。

副町長不在につきましては、決して財政の削減として考えているわけではございません。先ほども申し上げましたが、副町長は大変重要な役割がございます。

私といたしましては、財政面よりも、常日頃より副町長の選任について念頭に置いております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員。

○10番【夷藤満君】 次に、管理公社の責任者はこれまで副町長が就任されていたことなど、副町長が不在で前任の教育長が兼務するようになってから管理公社に目が行き届かなくなっているように思えるのですが、やはりしっかりとした担当者を選任すべきと考えますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

管理公社につきましては、副町長不在の後、教育長が理事長を兼務しておりました。

今回の管理公社における諸問題は、公社内部と理事長との連携不足が原因の一つではないかなと思っております。

したがいまして、副町長や教育長が兼務することには変わりはないので、まずは公社職員と理事長との連携をしっかりと行っていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員。

○10番【夷藤満君】 県政も馳知事に替わり、長期安定から行動力、実行力への動きを多くの県民が期待していると思います。

馳知事による本格的な予算編成が行われようとする中、10月には馳知事自ら内灘町へお越しいただき、町長と町の懸案事項、要望事項について話し合わせ、道の駅なども視察されたことを新聞で拝見いたしました。また、町長

からも全員協議会冒頭の挨拶でも紹介され、うれしく思っておりました。

私は、副町長が不在のままでは、やはり危機管理の観点からもよくないと思います。

そこで、副町長を馳知事に依頼してはいかかと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今年10月に馳知事が来庁した際、知事より真っ先に副町長不在の件を尋ねられ、県としても協力するとの力強いお話があったところでございます。

私といたしましても、県からの職員派遣も含め、副町長の人選を今後しっかりと進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 夷藤議員。

○10番【夷藤満君】 副町長に関しては、早い段階でまた議会のほうにも考え方を示していただきたいというふうに思います。

これで私の質問は終わりますが、新しい年が皆様にとりまして輝かしい年でありますように、また内灘町のさらなる発展を願って、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【清水文雄君】 1番、土屋克之議員。

〔1番 土屋克之君 登壇〕

○1番【土屋克之君】 議席番号1番、公明党の土屋克之と申します。

公明党のキャッチコピーは、「小さな声を聴く力。公明党」です。これには、全国約3,000人の地方議員と国会議員のネットワークで生活者の声を聞き取り、国政につないで、予算や法律に反映してきた公明党の取組が表現されています。私もその一員として徹して、町民の皆様の声をお聴きの上で、質問させていただきます。

本日は、「インボイス制度への対応について」及び「多子世帯へのインフルエンザ予防接種費用の助成について」の2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

政府は、インボイス制度を令和5年10月1日から実施しようとしています。そして、そのためのインボイス発行事業者の登録期限は令和5年3月31日となっています。

表現がちょっと悪いですが、表向きには、複数税率化において適正な課税を確保する観点から導入される仕入れ税額控除制度となっていますが、現状は、消費税の納付義務がない売上げ1,000万円以下の免税事業者に消費税を納付してくださいねという制度です。

現場の声は、「今まで払わずに済んだ消費税を払わなくてはいけなくなる。大変だ」「個人事業者の一人親方にとって売上消費税は、消費税導入の平成元年から運転資金になっている。今さら勘弁してほしい」などです。

ここで、インボイス制度について少し説明をさせていただきます。

インボイスとは、適格請求書という請求書のことです。これまでの請求書との違いは、税務署から与えられる事業者の登録番号が必要となり、消費税を10%分と軽減税率8%に分けて表示することとなっています。買手(元請)が仕入れ税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手(下請)からのインボイス等の保存が必要となります。売手(下請)がインボイスを発行するためには、消費税課税事業者となり、税務署で登録を受ける必要があります。消費税免税事業者のままだと登録番号はもらえません。

繰り返しになりますが、免税事業者とは売上げが1,000万円以下の方々です。この方々は今後、免税事業者のままインボイスを発行できなければ、取引先から仕事を断られることになるかもしれません。また、課税事業者になったとしても、新たな税負担と実務負担が増

えることとなります。

ここで質問です。国政に対するご意見になりますが、インボイス制度について町はどのように考えているのかをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長【清水文雄君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

インボイス制度につきましては、適正な課税の実現を図るためには必要な制度であると認識しております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 土屋議員。

○1番【土屋克之君】 適正な制度ということで、そのまま進行していくということですね。ありがとうございます。

一方で、町の会計に目を向けます。

町の消費税に関しては、令和元年9月会議に一般質問させていただきました。当時のご答弁の一つには、「消費税及び地方消費税の納付実績につきましては、平成29年度の場合、公共下水道事業特別会計では1,297万6,800円、新エネルギー事業特別会計では26万9,800円、水道事業会計では49万1,600円でございます」とあります。

この3つの特別会計に対するインボイス制度への対応のお考えをお聞かせください。

○議長【清水文雄君】 松井部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

本町の水道事業及び下水道事業につきましては、消費税の申告義務のある課税事業者であることから、本年7月に適格請求書発行事業者の登録を行っております。

また、インボイス制度に対応した請求書を発行するためのシステム改修を今年度末までに完了する予定でございます。

なお、新エネルギー事業につきましては、発

電事業を停止していることから、現在のところインボイス制度の対応はしておりません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 土屋議員。

○1番【土屋克之君】 分かりました。

それでは、一般会計に対するインボイス制度への対応のお考えをお聞かせください。

○議長【清水文雄君】 松井部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業は、消費税法により、消費税の申告義務はないとされております。

しかしながら、インボイス制度の導入後、町の一般会計が制度に対応していない場合、事業者は仕入れ税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担が増加することとなります。

したがって、一般会計においてもインボイス制度に対応する必要があることから、本年11月に適格請求書発行事業者の登録を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 土屋議員。

○1番【土屋克之君】 分かりました。

私が懸念しているのは、公益社団法人内灘町シルバー人材センター会計に対するインボイス制度への対応です。

シルバー人材センターは、シルバー世代が仕事や社会奉仕活動等を通じて生きがいのある生活を送って、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に貢献することを目的としている大事な公共的、公益的な団体です。

そこに働く方々の生活費についてですが、定年退職後、いわゆるシニアライフを過ごすために必要となるお金は年々増加傾向にあります。医療費の増加や物価の上昇と厳しい経済状況です。

先日、センターの直前期の決算書を見させ

ていただきました。センターが就業会員に支払う配分金は消費税を含んでいます。会員の皆さんは、年間配分金が1,000万円以下の免税事業者になりますが、消費税を払わなくてもいいようにインボイス登録をしないとしなければならないと考えます。そうするとセンターは消費税額控除ができなくなり、消費税相当額を新たに負担し、納税する必要が生じます。

しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める収支相償の原則により、新たに生じる税を賄う財源がありません。直前期の決算書の受託事業収益、受取配分金は4,466万1,314円で、事業費の支払い配分金は4,466万1,314円と同額です。それがその法律で定める収支相償の原則のことで、売上げと仕入れが同額ということです。

ここで質問です。私自身がしっかり理解できてない部分もありますが、私が懸念している内容に同意していただけるのでしょうか。お願いします。

○議長【清水文雄君】 松井部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、内灘町シルバー人材センターにつきましては、現在、免税事業者である会員が課税事業者の登録を行わなかった場合、インボイス制度の導入後に新たな消費税の負担が発生することになります。

したがって、シルバー人材センターの事業運営に大きく影響してくるものと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 土屋議員。

○1番【土屋克之君】 分かりました。

センターは、請け負った仕事の売上げの全額を会員さんに配分しているのに消費税を払わなければならない。右から左のお金だ

けなのに消費税を払わなければならなくなる。とても矛盾があると思います。

古い議事録ですが、平成20年12月5日の議事録の抜粋を聞いてください。

議員の一般質問から、「『消費税502万円、修正申告』という見出しで出ておりました。金沢税務署が内灘町に対して税務調査をし、法的に請求できる5年分の消費税395万2,600円、加算税58万8,000円、延滞税48万5,600円、合計502万6,200円、そして直近分の消費税123万7,900円と合わせますと626万4,100円。予算内で流用し、9月末に納付したというお話を聞いております」と議員の一般質問であり、そして対する町長のご答弁は、「消費税の納付につきまして、霊園事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計において、金沢税務署の指導を受け、期限後申告・納付をしたものであります。霊園事業特別会計につきましては、次年度以降、一般会計に組替えることで対処をしたいと考えています」とあります。一般会計に組み入れることによって、先ほど部長さんがおっしゃった消費税の納税義務がなくなるということを利用されたということです。

そこで、同じようにして、センターが町から直に請け負う草刈りその他を一般会計で扱うことで、この消費税の納税負担が軽減されないものでしょうか。教えてください。

○議長【清水文雄君】 松井部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

インボイス制度の導入後、シルバー人材センターの税負担が発生しないよう、現在、国において現行制度の契約形態を見直し、シルバー人材センターを介さず、発注者と会員が契約を結ぶ方向で検討がなされていると伺っております。

議員ご提案の町の一般会計として取り扱うことにつきましては、シルバー人材センターの運営にも関わってくることとなりますので、

町といたしましては、今後の国の対応を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 土屋議員。

○1番【土屋克之君】 分かりました。

今、部長がおっしゃったのは、通告の2日後、11月26日土曜日の北國新聞に掲載されたものです。ちょっと紹介させていただきます。

「シルバー人材センター 契約形態を見直し 政府与党検討」という見出しで、「政府、与党が全国に約1,300カ所ある『シルバー人材センター』を介して働く人の契約形態を見直す方向で検討していることが25日、分かった。原則60歳以上に働く場所を提供するセンターは、来年10月にインボイス（適格請求書）制度が導入されると消費税負担が発生し、運営が困難になると指摘されている。センターと会員が契約を結ぶ現行の形態を、仕事の発注者と会員が実質的に結ぶ形態に変更する方向で、センターに新たな税負担は発生しなくなる。」

「現行制度では、シルバー人材センターは仕事の発注者である企業や自治体、家庭から業務の依頼を受け、会員と『請け負い』『委任』といった契約を結んで仕事を任せている。これを実質的に発注者と会員が契約を結ぶ形に見直す。センターは仕事のマッチングや会員の管理に専念する。見直しが実現すれば消費税の納税義務はセンターから発注者に移る。新たな税負担を理由に発注者が会員との契約を敬遠しないよう政府は各センターに対し、発注者へ丁寧に説明し、理解を得るように求める方針だ。」と言われるこの記事が今の打開策になっていくのではないかとこの新聞記事でしたが。

この案も考えたのですが、複数の売上先があることで、会員さんが複数の売上先が、センターだけじゃなくて直に契約することによって複数の売上げがあることで、就業会員の皆さんが確定申告時に租税特別措置法第27条、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

という55万円の無条件の経費を使えなくなる可能性があります。就業会員の皆さんは事業所得として確定申告しなければならなくなります。税負担と実務負担が増える可能性があります。さらに問題を大きくしてしまうのではないかなど、この考え方は断念したんですが。

で、私が思うのは、町から直に請け負う分ですが、センターが町から直に請け負う草刈りその他を、新聞記事のように、センターが介して町と就業会員さんが実質的に契約を結び、その就業会員さんを町専属とするならば、町の一般会計は消費税の申告義務がないし、センターの税負担も軽減されますし、就業会員の皆さんは、租税特別措置法第27条、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を使えるのではないかなど考えました。

ちょっと荒っぽい計算なんですけど、今のままですと、センターの課税売上高が約6,000万円なので110分の10、消費税10%ばかりと考えて110分の10の約500万円の消費税をセンターは納付しなければなりません。今、現行です。

町への売上げが約6,000万円の半分と仮定して、その約3,000万円を差し引いた残りの従来どおりの営業分であるセンターの課税売上高が約3,000万円ならば、消費税の計算の簡易課税制度を選択することにより消費税の納付額は約100万円、500万円から100万円に減ります。

町からセンターへの補助金を約100万円増額しなければなりませんけど、センターも就業会員さんも守れるのではないのでしょうかというのが私の思いついたところなんですけど、浅はかかもしれませんけど、インボイスの登録期限が令和5年3月31日に迫っていますが、センターは登録、就業会員さんは未登録と確定するならば、ご答弁いただきましたとおりに…、ご答弁いただいていない。令和5年10月の実施まで慎重なる対応をお願いしまして、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問です。

3人のお子さんを持つ若いお父さんから、「インフルエンザの予防接種を受けさせたくてもお金がかかり過ぎる」とご相談を受けました。

例えば13歳未満の3人のお子さんの場合、①お一人2回の接種となっています。②1回分の接種費用が約3,000円です。③町の助成金額は、お一人毎年度1回1,000円となっています。計算式は「3人×1回約3,000円×2回接種－1,000円の助成金×3人分」ということで約1万5,000円となります。3人のお子さんを持っているご家庭は、ワンシーズンで1万5,000円は大変です。

話は替わりますが、11月18日に公明党県本部で令和4年度第2次補正予算案出産・子育て応援交付金事業の概要についてという勉強会に参加しました。

この事業の内容は、市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より、妊婦や、特に零歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産、育児等の見直しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(合計10万円相当)を一体として実施する事業を支援するというもので、12月2日に国会で可決成立しました。

ここで質問です。現在、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種が可能なので、同時流行に備えるためにもその出産・子育て応援交付金事業に組み入れて、まずは多子世帯へのインフルエンザ予防接種費用の助成制度を見直すお考えがないものか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたし

ます。

現在、内灘町における子供のインフルエンザワクチン接種費用の助成回数は、毎年度1回でございます。

出産・子育て応援交付金事業に組み入れた接種費用助成制度の見直しをというご質問がありますが、出産・子育て応援交付金事業は相談支援と出産前後の経済的支援を一体的に行う事業であり、予防接種費用の助成を組み入れることは難しいと考えております。

今後は、子供のインフルエンザワクチン接種費用の助成制度について、子育て世帯への支援といたしまして助成回数や対象年齢の拡充を検討してまいります。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 土屋議員。

**○1番【土屋克之君】** 12月2日に可決成立したといえども、ちょっと読み込みが足りなかったようで、申し訳ありませんでした。

インフルエンザ、多子世帯はお金がかかるということで、ほかの意味でも考えていただければと思います。ありがとうございます。

以上、2つの質問の臨機応変のご検討をお願いしまして、質問は終わります。



### ○休 憩

**○議長【清水文雄君】** この際、暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

午後2時29分休憩



午後2時45分再開

### ○再 開

**○議長【清水文雄君】** 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ○一 般 質 問

**○議長【清水文雄君】** 一般質問を続行いたします。

9番、北川悦子議員。

[9番 北川悦子君 登壇]

**○9番【北川悦子君】** 議席番号9番、日本共産党、北川悦子です。

物価高騰に暮らしが大変です。

そんな中、最近、園児や障害者への虐待の記事に心を痛めています。静岡県の裾野市のさくら保育園では、元保育士の3人が担当の1歳児に振るった信じられない数々の行い、カッターナイフを見せて脅かす、「ご臨終です」と寝た園児に言ったり、ブス、デブなど暴言を浴びせたり、幼い心を傷つける悪質さも報告されています。富山県、宮城県でも同じようなことが起きていたと報道されています。

また、北海道西興部村の障害者支援施設清流の里では、男性職員6人が入所者13人を裸にして長時間放置したり部屋に閉じ込めたりして、村は計38件の身体的・心理的虐待があったことを確認したと報じられていました。

コロナ禍で親との面会もなく、怖くてどうしようもない心をどのように表現したらよいか、当事者本人たちの困惑した顔が浮かんできます。なぜ人権を無視したこんな恐ろしいことが起きるのか。国は動き始めました。解明をしっかりとしてほしいと思います。二度と起こさないようにと願っています。

質問に入っていきたいと思います。

最初は、住民の命と福祉を守ることを自治体の第一優先施策にと掲げている石川県社会保障推進協議会が毎年実施している自治体キャラバンの中で、内灘町でも前向きに取り組んでいただきたい思いから2問質問させていただきます。

1問目は、加齢性難聴者の補聴器購入費用補助制度の創設です。

以前質問したときは、難聴は加齢により誰もがなるもので補助できない、強度の難聴の方には障害者としての助成制度があるとの答弁でした。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を

落とす大きな原因となっています。また、厚生労働省認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの中でも、認知症の危険因子になることが指摘をされています。

日本の難聴者率は欧米諸国と比べて大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は低く、日本での補聴器普及の遅れが指摘されています。なぜかという、法的補助があるために欧米諸国では補聴器を使用している率が高くなっているということです。

現在、国の補聴器購入への助成は、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象です。軽度、中等程度以下の難聴者の補聴器購入には国の助成制度がなく、全額自己負担となります。

2019年、日本補聴器工業会調査によると、補聴器は片耳平均で15万円と高額になっているため、低所得者にとっては購入すること自体困難となっています。そのため、補聴器を使わず生活に支障を来す加齢性難聴者が増えている現状です。

2022年7月29日、全日本年金者組合の調査によると、高齢者の補聴器購入に対して補助している自治体は150自治体となっています。全国的に広がりつつあります。

補聴器の普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防にもつながり、健康寿命の延伸にもなり、医療費の抑制にもなります。中等度以下の加齢性難聴者を対象とする補聴器購入の補助制度の創設ができないか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長【清水文雄君】** 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

**○町長【川口克則君】** ご質問にお答えいたします。

加齢性難聴者の方への補聴器購入に対する補助制度の創設につきましては、令和2年12月会議における一般質問でもお答えいたしましたとおり、難聴を含め、高齢による身体機能

の低下は誰にでも起こり得ることなどから、現在のところ考えておりません。

町では、耳が不自由なことにより社会参加を妨げられることがないように、高齢者事業等では、座席の配置や、視覚や情報を補うため資料を配付するなど、環境整備に努めております。

今後も国の動向を注視するとともに、他市町の情報収集に努めるなど、調査研究してまいりますと考えております。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 北川議員。

**○9番【北川悦子君】** 加齢性難聴者ということなんですけれども、例えば歯にしても、それから目にしてもだんだん、加齢になっていけば衰えていきます。そして白内障の保険が適用されたり、また歯に対しても保険が利きます。

そういう中で、難聴というところで、これも誰しも加齢になればなるものなんですけれども、本当は国が保険適用とか、そういうふうになっていくべきだというふうには思いますけれども、まだまだそこまで進んでいない現状ですので、ぜひ内灘町で少しでも、補聴器が欲しくても高く買えない、しっかりした物を買わないと、買っても使えないというようなことが起きていますので、少しそういうところへ目を向けていってほしいというふうに思います。

通告には出していないんですが、加齢性難聴の方の把握を、どれぐらいの方がいらっしゃるか把握をしているのでしょうか。特定健診の中に聴力検査を入れることなど、今後の課題にして検討していったほしいというふうに思います。

高齢者が元気に暮らすことができるように、再度、補聴器購入費用の補助を訴えて、次の質問に移ります。

2問目としまして、新型コロナウイルス感染症の総合窓口の設置について質問します。

第8波では、コロナ感染症とインフルエンザの同時流行も懸念をされています。収まることのないコロナウイルスに、行政、また医療従事者の方々には、ワクチン接種等大変なご苦勞をおかけしています。感謝をしています。

最近、石川県内のコロナ感染者数しか分からず情報が遠くなりましたが、内灘町のコロナ感染者がゼロとなったわけではありません。今までコロナに感染したことを隠していたのが、誰が感染してもおかしくない状況にある最近では、身近に感染した方、濃厚接触者となった方など多く聞くようになりました。

ワクチン接種が合い言葉のようになっています。ワクチン接種をしたくてもアレルギーがあり心配でできない人や、持病でできない人もいます。まだまだワクチン接種をしたから安心とは言えません。

9月会議で新型コロナウイルス感染症関連の窓口での相談件数、内容についてお尋ねをしました。新型コロナウイルス感染症に係る生活や健康、感染状況などの総合的な窓口を設置しておりませんので、件数については把握していないが、担当部署にて情報提供を行うなど、適切に対応しているという答弁でありました。

町民がどんなことに不安を感じ、どんなことに困ったのか、何を必要としているのかなど、コロナ感染に関する総合窓口を設置することにより見えてくるのではないのでしょうか。

第8波になって今さら遅過ぎるかもしれませんが。情報が飛び交っていたときと違い、いまだに収束しないコロナ感染症に対して、総合窓口を設けることにより、県または保健所ではないと分からない情報がどれくらいあるのか、どうすればよいのかなど、新たな感染症が発生したときの参考になるのではないのでしょうか。

総合窓口を設置するよう訴えたいと思いますが、その件に対してのお答えをお願いいたします。

○議長【清水文雄君】 北野部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【北野享君】

ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は、健康に関することや生活支援に関すること、事業者支援に関することなど多岐にわたります。

本年9月会議における一般質問でもお答えしましたとおり、担当部署において適切に対応してまいりますので、総合窓口の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 コロナウイルス感染症

は、収束すればそれで終わりではありません。またいつ何どき、同じような新たなウイルスが入ってくるかもしれません。

総合的にどうなのか、窓口ではワンストップ窓口をしているというふうになっているかと思っておりますので、やはりいらっしゃった方をそこで、専門でない場合には、専門の方を呼んで件数的にどれくらいあるのか、町民がどんなことに不安を感じていらっしゃるのか、そういうことを総合的に把握するということは、今後にとってとても大事なことだと思うんです。

ただ担当部署で答えたからそれでいいと、でもその部署で答えたことが本当に適切だったのかどうかということも検証もされていないのではないかなということも思うんです。適切に、専門ですからお答えになっているかと思えますけれども、でも総合的に考えたら、こっちの方面からこう考えたらもっといい方法でその方に支援することができたかもしれないし、こんなに保健所が遠くなって、津幡にあったものが松任でないとというようなことで不自由を感じていらっしゃることかと思えます。それで保健所でないと分からない問題がこんなにたくさんあるんだというような



ことも見えてくるのではないのでしょうか。

そういう点で一度、ちょっと遅過ぎる総合窓口にはなるんですが、今後のことを考えて、やはりそういう窓口をぜひ設置してほしいというふうに思いますので、検討をしていただけないでしょうか。

**○議長【清水文雄君】** 北野部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 北野享君 登壇〕

**○町民福祉部長兼保険年金課長【北野享君】**

ご質問にお答えいたします。

去る9月会議でも同様なご質問もいただいていたかと思えます。そのときには、やはりプライバシー保護の観点から、コロナウイルス感染者や濃厚接触者の情報を有することができないというものでございました。

したがいまして、保健所でも知り得ないことを町でもというふうなところでございますが、それぞれ皆様からのご相談に対応するということができない状況でございます。

そういったことから、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、担当部署においてその都度適切に対応してまいりたいというものでございます。

よりまして、現在のところ、総合窓口の設置については考えていないというものでございます。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 北川議員。

**○9番【北川悦子君】** 少し疑問に思うんですが、保健所のところで個人情報ということなんですが、どこの誰がコロナにかかったかとかそういうことを聞くということではなくて、心配事とか生活支援のこととか、また保健所でないと分からないこともあるかと思うんです。そういう中でのことをお尋ねするところ、そしてそれを統計的に取って今後に活かしていくということでない、今、担当部署等だけなので、「総合的に件数はどれだけあったんですか」と9月会議で聞いたときも分かりませんでしたね。そういうことのないように、どれ

ぐらい町民の方は不安に感じ、どういうことを求めているのかという把握をしてほしいというふうに思っていますので、また検討をしていただきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

内灘闘争を詠んだ芦田高子の歌碑建立について、2016年12月議会で一般質問をしております。また、清水議長も一般質問で、着弾地に歌碑の建立をと取り上げてきました。

北國新聞に、11月でしたかね、芦田高子の歌碑が着弾地に建立と掲載をされていて、本当にうれしく喜ばしいことと思っています。

今まで答弁では、歌碑は、町有地である総合公園内であればという答弁でした。管理が大変ということも理由でした。

今回、議会への説明もなく、北國新聞の掲載で知ることになりました。一般質問をしてきた者として、着弾地に歌碑が建立されることになった経緯をお尋ねしたいと思います。

**○議長【清水文雄君】** 堀川竜一教育部長兼学校教育課長。

〔教育部長兼学校教育課長 堀川竜一君 登壇〕

**○教育部長兼学校教育課長【堀川竜一君】** ご質問にお答えいたします。

歌碑の建立につきましては、これまで、芦田高子さんのご子息と協議を進めてまいりました。

町といたしましては、総合公園など町有地での建立をご提案申し上げていたところありますが、本年に入り、改めて宮坂の着弾地観測所跡に建立したいという申出がございました。

この申出を受け、再度ご子息との協議、調整を進め、県の土地使用承認などの条件が整ったことから、現在、ご本人のほうで、年内の建立を目指して歌碑を制作されているところでございます。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 北川議員。

**○9番【北川悦子君】** 歌碑が建立されること

になって、着弾地でということでは本当にうれしいとは思いません。

ただ、議会への説明もなく、新聞で知り得たというようなところで、やはり一般質問とかがしてきて、これはぜひこういうことはしてほしいというようなことを一般質問ではしてくるわけなんですけれども、そうしたときに新聞報道で知るんじゃなくて、それより先に、やはり議会へ報告をしてほしいと。何か最近そういうことが多いんですけれども、議会軽視されているような気持ちになりました。

こういう点からも、やはりこんなにうれしいことはないんですけれども、ご子息の方も本当に以前からずっと努力をしていらっしゃって、県庁行ったりとか、本当にぜひ着弾地でということでは願って動いていらっしゃった方ということでよく分かってるんですが、そういう点でも、どうしてこんなにスムーズに、今年お話があったからさっとできたのかなというところが、本当はうれしいんです。うれしいんですけれども、ちょっと管理の面とかいう点では今後もきちっと、観光にもいらっしゃった方たち、やはり内灘闘争というのは日本中どこの方たち、年配の方は特に内灘へ来たら着弾地を見たいというふうに思っていると思うので、管理の面でもね、草刈りとかそういうので周りをきれいにして管理がちゃんとできるようにしてほしいというふうに思います。

また一言、お願いします。

**○議長【清水文雄君】** 堀川部長。

〔教育部長兼学校教育課長 堀川竜一君 登壇〕

**○教育部長兼学校教育課長【堀川竜一君】** ご質問にお答えいたします。

寄贈いただきました句碑につきましては、町の指定文化財であります権現森の着弾地観測所と併せて、歴史民俗資料館を拠点に発信するとともに、ホームページを活用し、今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 北川議員。

**○9番【北川悦子君】** 次の質問に移ります。

次の問い4と問い5は、日本共産党後援会の有志で10月1日、町民の皆さんからの声を基に町内ウォッチングをしました。その中から今回は2つの点を質問させていただきたいと思っております。

4番目の質問です。坂の町にふさわしい対策を検討してもらえないかという点です。

以前にも一般質問をしました。買物帰りに大変なので一服できるベンチを置いてほしい、また、道路に立ち止まっている人や家屋に寄りかかっている方を見かけることが現在でも多くなっております。ベンチのある優しい町にならないかなというふうに思います。

今回は、手すりも必要とお聞きしました。具体的には、鶴ヶ丘3丁目から鶴ヶ丘2丁目の鶴小と中学校の間に下りていく急な坂道に手すりが欲しいという声がありました。買物帰りに重い荷物を持って上ることは大変です。ここに手すりがあれば大変助かるということでした。

また、町会ウォッチングをしてみれば、ほかにも手すりやベンチがあれば便利な箇所が多数あるのではないのでしょうか。

この点でも答弁をお願いいたします。

**○議長【清水文雄君】** 上前浩和都市整備部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 上前浩和君 登壇〕

**○都市整備部長兼北部開発推進室長【上前浩和君】** ご質問にお答えいたします。

ベンチなどの路上施設の設置につきましては、歩行者同士の安全の確保と、スムーズな動線の支障とならないよう工夫する必要があります。新たに歩道の拡幅が必要となります。

町としましては、まず第一に、歩行者の安全な通行、歩行空間を確保することが大事であると考えており、現段階ではベンチの設置は困難と考えております。

また、ご質問の内灘中学校グラウンド横か

ら鶴ヶ丘3丁目に上がる坂道の道路幅は3メートルと狭く、歩行者だけではなく車も通る道路であり、手すりの設置は困難と考えます。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 北川議員。

**○9番【北川悦子君】** 本当に急な坂道で、車で下りていくときも怖いぐらいなところなんです。やはりそこに車がちょうど上りかけたときに、車に出くわしたようなときに手すりがあればちょっと寄りかかって、倒れるのを防ぐことができるんじゃないかというふうに思いますので、再度、手すりをつけたらなお危ないという理由からかと思えますけれども、そこを通りかかった人にとっては、やはり手すりがあったほうが危険を防げるんじゃないかなというふうに思いますので、再度検討していただきたいと思えます。

歩行空間が大事というふうに言われましたが、町会なんかはこの問題を投げかけていただくと、町民の方たち、こんな場所にあるといいなとか、日頃買物なんかに出かけて、ここですごくひどいんだとかいうようなことが上がってくるかと思えます。そういう点でもぜひ町会の中にもそういうふうに入り込んで、高齢になっても元気に買物に行ったりできるような、散歩もしててひどくなったときにちょっと座って、家屋にもたれかかるんじゃないかというところがあったら優しい町ということですから、すごく宣伝にもなるんじゃないかなと。本当に体の弱い方や高齢になった方たちも助かるんじゃないかなというふうに思いますので、また町を見回していただいて、車では分からない、歩いている人たちにとっての空間があるかと思えますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

最後の質問に移ります。

浅電の栗ヶ崎駅前に自転車置場があります。ここを見に行きましたところ、放置された自転車で駐輪できません。また、周りは雑草で、とても駐輪場とは言えない状態になっていま

した。

また、浅電の内灘駅の駐車場は、前は暗くてお願いをしましたところ、随分明るくなりましたが、ただ、奥のほうの線路脇の場所に置くと、夜遅くなると暗くて鍵穴が見えないということで困ったという声をお聞きしました。

屋根下に2灯設置をして明るくできないか、お尋ねしたいと思います。

**○議長【清水文雄君】** 松井総務部長。

[総務部長 松井賢志君 登壇]

**○総務部長【松井賢志君】** ご質問にお答えいたします。

栗ヶ崎駅前の自転車置場につきましては、今後、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

内灘駅駐輪場の電灯につきましては、現在、内灘駅の駐輪場付近には3か所街灯を設置しており、おおむね自転車の鍵穴を確認できる程度の明るさを確保していると認識しております。

駐輪場の屋根下にさらに明かりを設置することにつきましては、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

**○議長【清水文雄君】** 北川議員。

**○9番【北川悦子君】** 栗ヶ崎駐輪場については、ぜひきれいに置けるような状態にしてください。

それから、内灘駅の駐輪場ですが、本当に明るくなりました。前と比べたらね。ただ、線路脇が暗い。夜遅く行かれて見れば分かるかと思いますが、奥のほうの線路脇のところは本当に真っ暗で、自転車などを置くと見えないと、鍵穴も分からないという状態がありますので、またこれも、通常時間帯じゃなくて夜遅く1回調べてみてください。そうなることでも助かりますので、よろしく願いをいたします。

今回、町内ウオッチングをしてみて、明るくきれいな町であってほしいと常に願っていま

すが、公用地の雑草と道路標示が消えていることが特に目立ちました。

「内灘町は自然がすばらしく、描きたいところはたくさんある」と言っていた方を思い出しました。明るく元気な町に汚点となっていないませんか。やはりせっかくこんな美しい自然を持っている内灘町ですから、草ぼうぼうになっていたり、予算はあることは分かっていますけれども、今年なんかはちょっと降る時期が変わってたりして特に目立ったかとは思いますが、その辺のところを、ある予算、もしくはいろんな加味しなければならない公用地が増えた場合には草刈りの予算も増やしていただいて、景観のよさが自慢の内灘町ですから、しっかり今後も管理していくこと、もしくは町民に協力をしてもらえる方法を考えることをして、きれいな内灘町を保ってほしいなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

**○議長【清水文雄君】** 2番、西尾雄次議員。

〔2番 西尾雄次君 登壇〕

**○2番【西尾雄次君】** 議席番号2番、立憲民主党の西尾雄次です。

令和4年12月会議において質問の機会をいただきましたので、さきの通告どおりに、町政が当面する2つの課題について一問一答方式で質問を行います。

今般私が行います2つの質問の第1点目は、「特殊詐欺の被害から高齢者を守れ」との表題で、迷惑電話防止機能付電話機の購入費用の一部を助成する施策の実施を求めるものがあります。質問の第2点目は、「歩行運動の奨励で町民の健康寿命延伸を図れ」との表題で、身近なウォーキングの運動を奨励して町民の健康寿命を延伸する施策の実施を求めるものがあります。

それでは早速、質問の第1点目である「特殊詐欺の被害から高齢者を守れ」の質問に入ります。

近年、高齢者に多発している特殊詐欺の被害

害。高齢者が老後に備えて長年かけて蓄えてきた大切なお金を、電話機を巧妙に駆使した卑劣で悪辣な手段で奪い取る特殊詐欺。この特殊詐欺に遭う被害から高齢者を守るための何らかの施策が、今や社会的に必要なになっているように思うのであります。

こうした認識を同じくして、夷藤議員も先ほどの質問において、詳細なデータを上げて町の施策をただしておられました。夷藤議員も私もその目指すところは全く同じであります。手段と申しますか、その目指すところに至るための方法論としては幾分の違いがあるように思います。したがって、同じ特殊詐欺に関する質問ではありますが、内容的には重複する部分が、ほとんどでありますけれども多少の違いもありますので、さきに宮本課長からいただいた答弁も加味しながら、通告のとおり質問を行います。

日本社会は今、人口の高齢化によって、医療や介護ばかりではなく、地域社会においても区や町会といった地域共同体の維持にも支障が生じつつあります。あるいはまた、個々人が生活を営む上で欠くことのできない買物のための移動など、社会生活の維持に必要な不可欠な部面で多くの課題に直面しています。

また、それに加えて高齢世代の犯罪被害の増加も、高度に高齢化した日本社会の顕著な現象の一つであります。高齢者の孫をかたって電話してくるオレオレ詐欺あるいは振り込め詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等々、高齢者を食い物にするいわゆる特殊詐欺や悪徳商法の被害、これらは皆、近年の高齢社会の進展に合わせて増加の一途をたどっている犯罪の数々であります。

これら特殊詐欺の被害に遭う人の8割は、70歳以上の高齢者だと言われております。これは高齢化に伴う認知機能の低下がその要因ではあるとはいふものの、電話機を巧みに使い、何人もの人が入れ替わり立ち替わり電話口に現れて、あたかも真実のように演じて高

齢者を信じ込ませる。その卑劣な詐欺犯罪者の手口の巧妙化とも相まって、被害防止対策がなかなか追いつかないのが現状だと言われております。

先ほどの夷藤議員の質問にもありましたが、これら特殊詐欺の手口は、オレオレ詐欺に代表されるように、そのほとんどは電話機を利用するものであることから、詐欺グループは、警察による摘発、逮捕を避けるために、電話が録音されることを著しく嫌うと言われております。

こうしたことから、かほく市や津幡町では、特殊詐欺の被害から高齢者を守るために迷惑電話防止機能付電話機の購入費用の一部を助成する施策を実施しているところでございます。かほく市や津幡町に限らず、全国の多くの自治体では、増加するこうした詐欺被害から高齢な市民、町民等を守るために、録音機能付の電話機の購入に対する助成を開始しております。

市内あるいは町内に住所を有する65歳以上の方で構成されている世帯に対して、その電話機の購入費用の2分の1を、ただし上限額を7,000円や1万円として助成を行っております。また、その電話機の購入先も市内あるいは町内の店舗からの購入に限ることにより、市内、町内の事業者への事業支援をも兼ねているのであります。

さて、購入助成制度であれ、あるいは現在内灘町で行っている、篤志家のご寄附をいただいた機器を基にした機器貸付制度であれ、何らかの形で特殊詐欺の被害から高齢者を守ることは大切な課題であると思っております。

ご承知のように、内灘町も県内の他市町村同様に高齢化が急速に進んでおります。今から20年前の2002年の4月における内灘町の人口は2万6,665人でありました。そのうち、特殊詐欺の被害に遭いやすいとされている70歳以上の人口は2,322人でありました。ところが20年たった今年、2022年4月の段階における

内灘町の人口は2万6,165人でありました。総人口は20年前に比べて500人ほど減少してはおりますが、70歳以上の人口のほうは5,707人と、20年前に比べて約2.5倍もの増加を見ているのであります。

この70歳以上の高齢者の増加は今後もまだまだ続くと予想されています。内灘町が2015年に公表している人口推計によれば、本町の高齢化率がピークを迎えるのは2045年の39.93%であるとされています。ただし、この予測値は、合計特殊出生率がかなり希望的な数値を維持した場合の予測であります。

先月、11月28日、松野官房長官が定例の記者会見で「今年1月から9月までの累計出生数が59万9,636人で、調査開始以来最も少なかった去年と比べても4.9%下回っていて、危機的状況である」と述べておられました。

7年前の2015年に本町が人口予測を行った当時には予想もしなかったような少子・高齢化が、ここ近年では毎年のように全国的に記録を塗り替えているのであります。つまり、2045年の内灘町の高齢化率も予測値の39.93%をはるかに超え、今後は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯がますます増加することが予想されるのであります。

いずれにせよ、高齢者人口が今後20年以上にわたって、かほく市や津幡町をはじめとする多くの市町村のように確実に右肩上がりの増加が続くと予想されるわけではありますが、高齢者を卑劣でこうかつな詐欺犯罪者の被害から守るための施策を速やかに実施することは、町政にとって大きな課題であると思っております。

そこでお伺いをいたします。特殊詐欺の被害から高齢な町民を守るための手段として内灘町では、さきに篤志家からご寄附をいただいたその機器を基にして、今後、貸付けの申出が増加した場合においても、それを町において買い足して貸出制度を発展させて継続するのか、あるいは、今後の高齢者の増加を勘案し

て、かほく市や津幡町のように迷惑電話防止機能付電話機購入費の一部を助成する施策を実施するのか、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをするものであります。

○議長【清水文雄君】 宮本義治総務課長。

〔総務課長 宮本義治君 登壇〕

○総務課長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

先ほど夷藤議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、現在、町では通話録音装置貸出事業を行っております。希望された対象者の方に無料で機器の貸出しを行っております。

県内の自治体でも、議員ご提案の電話機購入費用への一部助成を行っているところや、本町と同様に機器の貸出しを行っているところがございます。

町では、現在行っております通話録音装置貸出事業のさらなる周知に努め、その利用状況を見ながら、今後、購入費用への一部助成につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【清水文雄君】 西尾議員。

○2番【西尾雄次君】 当面は、篤志家の方からご寄附をいただいたその機器をもっともっと周知して活用していく、その方向はとても大切なことだと思いますので、それも十分行いながら、高齢化がどんどん進んでいく、そういう中において購入助成制度が必要になるような時期が来れば、またそれもしっかりと検討していただきたいと思います。

それでは、質問の第2点目である健康寿命の延伸に関する質問に移ります。

今から22年前の2000年にWHO（世界保健機関）が健康寿命という概念を提唱して以来、単に寿命を延ばすだけではなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかに世界中の関心が集まりました。

ご承知のように、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活でき

る期間だと定義されております。この定義によれば、平均寿命と健康寿命の差が生じている期間は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味し、その差の広がりには、医療費や介護費といった社会的な経費の増大を意味すると同時に、健やかに老いて幸せな高齢期を送りたいと願っている人々の思いに逆行するものともなっております。

さて、厚生労働省が令和4年7月29日に発表した簡易生命表の概要によれば、我が国の男女別の平均寿命は、男性の81.47歳に対し、女性は87.57歳であります。一方、健康寿命のほうは、「健康寿命の令和元年値について」と題して厚生労働省が令和3年12月20日に発表した数値によれば、男性は72.68歳、女性は75.38歳でありました。

これら最新のデータでの平均寿命と健康寿命の差を見ますと、男性は8.79歳であるのに対し、女性は12.19歳であります。男女で3歳の差があるのは気になるところでありますが、ともあれ、男女の差をならせば、我が国の平均寿命と健康寿命の差はおおむね10歳前後となるのであります。平均寿命は世界最高水準、しかし寝たきりも世界一と言われている日本の健康寿命の現状は、個人としても社会としても看過できないものでございます。

この差をいかに短縮するか、つまり健康寿命をいかにして延伸するかということは、高齢者個人における生活の質の向上ばかりでなく、社会的に見ても、若年層がその主たる担い手となっている医療費や介護費の税による公的負担を軽減する上で大きな課題と言えるのであります。

確かに健康寿命という概念は今から22年前に始まった新しいものでありますが、健康な人生をつくりたい、あるいは健康な生活を送りたいとの願いは、人類の歴史とともにある古いものであります。

もとより、健康な生活を得るための手段には、食事、運動、心の持ちようなど3つの大切

な要素がありますが、中でも運動の大切さ、とりわけ歩くことの大切さは、古くから注目されてきました。中でも、古代ギリシアの人で「医学の父」と呼ばれたヒポクラテスの「歩くことは人間にとって最良の薬である」という言葉は、2400年を経た現代も生き続けている言葉として伝わっています。

さて、この歩くことを通して町民の健康寿命延伸の手段としている自治体が群馬県にあります。歩行運動を中心とした健康づくりの施策を展開してきたこの町の取組は一般に「中之条研究」と呼ばれ、医学界でも有名な取組となっております。

この中之条研究に取り組んできた群馬県中之条町は、人口1万5,000人ほどの農山村部の自治体であります。この町が長年にわたって取り組み、また医学界でも注目を集めた中之条研究とは、65歳以上の全町民を対象にして、歩行運動を含めた日常の活動や病気について調査を行ったものであります。

この中之条研究の中に書かれている、歩行数と予防できる病気の一覧表によれば、1日当たりの歩行数5,000歩で心疾患、脳卒中、7,000歩で筋肉減少症、8,000歩で糖尿病、9,000歩で高血糖などとされています。

もちろん病気には様々な発病の要因があり、一概に、歩くだけで直ちにそれらの病気が予防できるというものではございません。しかし、歩行という、そのための特別な器具や場所を必要としない、ごく日常的な活動をするだけである程度まで病気の予防効果が期待できることを医学的に証明したものととして高い評価を得ているのであります。

かつて本町においても、令和元年度から令和3年度までの3年間にわたって、一般に万歩計と呼ばれる歩行数の計測器を用いたウォーキング奨励事業がスポーツクラブプラッツうちなだに委託して行われておりました。多くの町民に親しまれていたこの事業は令和4年度には廃止されましたが、誠に残念なこと

であります。

中之条研究からも明らかなように、ウォーキング運動が健康寿命の延伸に強くつながっていることは医学的にも立証されていることが明らかであることから、早い段階で、また多くの町民が参加しやすい何らかの形でウォーキング事業を再出発させるべきであると思うのであります。

健康寿命の延伸といえば、保健行政の領域と直ちにつながるような意識もございしますが、健康寿命を得るための運動、とりわけ歩くというごく普通の極めて日常的な運動の場合は、内灘町においては、教育委員会の文化スポーツ課が担当する生涯学習の領域ではないかと思うのであります。

なぜなら平成10年3月に内灘町議会で議決された生涯学習都市宣言の文言には、「私たち内灘町民は、人間として、よりゆたかな人生と、より住みよい地域社会の創造をめざし、健やかな身体を育み、知性を磨き、感性を高め、生きがいをもって暮らすことができる心のかよいあうあたたかい内灘町をめざします。」と記されているからであります。ここに記されている「健やかな身体を育み」ということは、まさしくそのまま健康寿命を得るということにつながるものでございます。

幸いにも本町には、17地区に17の常駐職員を配した公民館が設置されております。各地域の住民と日常的に最も密接な関係を持つ公民館をその窓口とした町民運動として、この健康寿命延伸のためのウォーキング運動を行うことが「健やかな身体を育み」「生きがいをもって暮らすことができる」内灘町づくりにつながると思うのであります。

そこでお伺いをいたします。町民の健康寿命の延伸を真剣に模索し、それを実現するための一つの施策として、中之条研究でもその有用性が立証されたウォーキング事業を、多くの町民が参加しやすい形で早い段階で復活させるべきであると思うのであります。町

の見解を伺うものであります。

○議長【清水文雄君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

ウォーキングは、誰もが簡単に取り組むことができる、生活習慣病や生活機能の低下を予防する有効な手段でございます。

当町には、町民の皆様にウォーキングコースとして親しまれている林帯遊歩道がございます。

議員がおっしゃるように、ウォーキングなど日常的な運動は、生涯学習の一つでもあると考えております。町民一人一人が楽しみながら主体的に健康の維持増進に取り組むことは、生涯学習と健康寿命の延伸を一体的に推進することにもつながります。

現在ではスマートフォンも普及しており、万歩計機能などを備えた健康づくりに関連したアプリの活用など、デジタル社会をも見据え、世代や時代に応じた取組を模索しなければならないと考えております。

今後は、保健部局のみならず、生涯学習やデジタル社会といった観点からも、関係部局や地域団体が協働し、ウォーキング事業をはじめとする健康寿命の延伸に寄与する事業を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【清水文雄君】 西尾議員。

○2番【西尾雄次君】 極めて前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

内灘町は、先ほど北川議員の質問の中にもありましたように、とても景色に優れた、海が見え、潟が見え、そして両方とも整備されたとても恵まれた環境にありますので、ぜひこれが町民のみんなが簡単に気軽に取り組める、そういう健康づくり運動につくり上げられることをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【清水文雄君】 これにて一般質問を終了いたします。



## ○散 会

○議長【清水文雄君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日から14日までの6日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、明日9日から14日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る15日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時45分散会